

# 労働者 災害補償保険法

① 労災保険の目的及び適用	154
② 業務災害及び通勤災害	158
③ 給付基礎日額	180
④ 業務災害・通勤災害に関する保険給付	182
⑤ 保険給付の通則等	208
⑥ 社会復帰促進等事業	224
⑦ 特別加入制度	232
⑧ 法令全般	234
⑨ 選択式	236
⑩ チャレンジ予想問	248

# 択一式 労災保険法の適用

1

H28-1

難易度 ★★

重要度 A

Date		Date		Date	
------	--	------	--	------	--

■労災保険法の適用に関する次の記述のうち、誤っているものはどれか。

- A 障害者総合支援法に基づく就労継続支援を行う事業場と雇用契約を締結せずに就労の機会の提供を受ける障害者には、基本的には労災保険法が適用されない。
- B 法人のいわゆる重役で業務執行権又は代表権を持たない者が、工場長、部長の職にあつて賃金を受ける場合は、その限りにおいて労災保険法が適用される。
- C 個人開業の医院が、2、3名の者を雇用して看護師見習の業務に従事させ、かたわら家事その他の業務に従事させる場合は、労災保険法が適用されない。
- D インターンシップにおいて直接生産活動に従事しその作業の利益が当該事業場に帰属し、かつ事業場と当該学生との間に使用従属関係が認められる場合には、当該学生に労災保険法が適用される。
- E 都道府県労働委員会の委員には、労災保険法が適用されない。

解説

- A 正しい（平19.5.17基発0517002）。雇用契約を締結せずに就労の機会の提供を受ける障害者は、労基法9条の労働者には該当しない。したがって、基本的に労災保険法は適用されない。
- B 正しい（昭23.3.17基発461）。業務執行権や代表権を持たない重役が、工場長、部長の職にあつて賃金を受ける場合は、その限りにおいて**労基法上の労働者**であり、労災保険法が適用される。
- C 誤り。看護師見習の業務に従事させ、かたわら家事その他の業務に従事させる場合は、**看護師見習いが本来の業務**であり、通常これに従事する場合は**労基法の適用がある**。したがって、労災保険法も適用される（昭24.4.13基収886）。
- D 正しい（平9.9.18基発636）。設問の学生は、労基法の労働者にも該当し、労災保険法が適用される。
- E 正しい（昭25.8.28基収2414）。**都道府県労働委員会の委員**は、労基法の労働者とは認められない。したがって、労災保険法は適用されない。

 207頁

 207頁

 207頁

逆に、個人開業医で、家事使用人として雇用し、看護師の業務を手伝わせる場合は、労災保険法の適用はない。

 207頁

 207頁関連

正解 C

# 択一式 労災保険法の適用

## 2

### H26-2

難易度 ★★★ 重要度 A

Date		Date		Date	
------	--	------	--	------	--

■労災保険法の適用に関する次の記述のうち、誤っているものはいくつあるか。

- ア 共同企業体によって行われる建設事業において、その全構成員が各々資金、人員、機械等を拠出して、共同計算により工事を施工する共同施工方式がとられている場合、保険関係は、共同企業体が行う事業の全体を一の事業とし、その代表者を事業主として成立する。
- イ ある事業に雇用される労働者が、その雇用関係を存続したまま、他の事業の業務に従事する、いわゆる出向の場合における当該労働者に係る保険関係が出向元事業と出向先事業とのいずれにあるかは、出向の目的及び出向元事業主と出向先事業主とが当該出向労働者の出向につき行った契約並びに出向先事業における出向労働者の労働の実態等に基づき、当該労働者の労働関係の所在を判断して、決定する。
- ウ 日本に本社を有する企業であれば、その海外支店に直接採用された者についても、所轄都道府県労働局長に特別加入の申請をして承認を受けることによって、労災保険法が適用される。
- エ 2以上の労災保険適用事業に使用される労働者は、それぞれの事業における労働時間数に関係なくそれぞれの事業において、労災保険法の適用がある。
- オ 労災保険は、労働者の業務又は通勤による災害に対して保険給付を行う制度であるが、業務の実態、災害の発生状況等に照らし、実質的に労働基準法適用労働者に準じて保護するにふさわしい者に対し、労災保険の適用を及ぼそうとする趣旨から、中小事業主等に特別加入の制度を設けている。

- A 一つ  
B 二つ  
C 三つ  
D 四つ  
E 五つ

## 解説

ア 正しい（法3条1項，昭41.2.15基災発8）。設問の共同施工方式においては、**共同企業体が行う事業の全体を一の事業とし**、その代表者を事業主として保険関係を成立させる。

参 分担施工方式では、あらかじめ分担されている工事部分をそれぞれ独立の事業とし、共同企業体の各構成員をそれぞれ事業主として、保険関係が成立する。

イ 正しい（法3条1項，昭35.11.2基発932）。いわゆる**在籍出向労働者**に対する労災保険の適用については、**出向の目的**及び出向元事業主と出向先事業主との**出向契約**並びに出向労働者の**労働実態等**に基づき、当該労働者の**労働関係の所在**を判断して決定される。

参 上記の場合においても、出向労働者が**出向先事業の他の労働者と同様の立場**で、出向先の事業主の**指揮監督**を受けて労働に従事している場合には、出向元事業主から金銭給付を受けている場合でも、**一定の要件のもと**、当該出向労働者を出向先事業に係る**①保険関係によるもの**として取り扱う。

ウ 誤り。いわゆる**現地採用者**は、海外派遣特別加入制度の趣旨及び加入の要件からみて、**特別加入の資格がない**とされている。したがって、労災保険は適用されない（法36条，昭52.3.30基発192）。

エ 正しい（法3条1項，労基法9条）。労災保険の適用対象者は、適用事業に使用される労働者であり、**労基法9条の労働者**である。

オ 正しい（法34条1項，昭40.11.1基発1454）。記述のとおり。

したがって、A（一つ）が正解となる。

正解 A

205頁関連

207頁

①一定の要件とは、出向元事業主からの金銭給付を、出向先事業主から支払う賃金として、徴収法に規定する事業の賃金総額に含め、保険料を納付する旨を申し出たときをいう。

207頁

207頁

289頁

# 択一式 業務上の疾病、通勤による疾病等

3

H19-1  
改D

難易度 ★★★ 重要度 A

Date /		Date /		Date /	
--------	--	--------	--	--------	--

■次の記述のうち、正しいものはどれか。

- A 業務上の負傷に起因する疾病は、労働基準法施行規則第35条及び別表第1の2で定める業務上の疾病には含まれない。
- B 通勤による疾病とは、通勤途上で生じた疾病その他厚生労働省令で定める疾病をいう。
- C 事業場内での事故による負傷であっても、例えば自動車の整備に従事する者が事業場の施設内で休憩時間中に喫煙しようとしたところガソリンの染み込んだ作業衣に引火して生じた火傷は、休憩時間中の私的行為によるものであるので、業務上の負傷に該当しない。
- D 業務との関連性がある疾病であっても、労働基準法施行規則別表第1の2第1号から第10号までに掲げる疾病その他「業務に起因することの明らかな疾病」に該当しなければ、業務上の疾病とは認められない。
- E 業務上の疾病が治って療養の必要がなくなった場合には、その後にその疾病が再発しても、新たな業務上の事由による発病でない限り、業務上の疾病とは認められない。

## 解説

- A 誤り。業務上の負傷に起因する疾病は、労基則35条及び別表第1の2に含まれている（法7条1項1号、労基則35条、別表第1の2第1号）。
- B 誤り。設問中の「通勤途上で生じた疾病」は、「**通勤による疾病**」とされるときは限らない（則18条の4、<sup>①</sup>昭50.6.9基収4039）。**通勤による疾病**とは、【**通勤による負傷に起因する疾病**】その他【**通勤に起因することが明らかな疾病**】と労災則で定められている。
- C 誤り。休憩時間中であっても、自動車の整備に従事する者が、喫煙の際に、ガソリンの染み込んだ作業衣に引火して生じた火傷は、業務災害に該当する（昭30.5.12基発298）。
- D 正しい（労基則35条、別表第1の2、昭53.3.30基発186）。**別表第1の2第11号**において、その他「**業務に起因することの明らかな疾病**」と規定されており、第1号から第10号までに掲げる疾病以外であっても、**業務との相当因果関係の認められる疾病**については、**業務上の疾病と認められること**となっている。
- E 誤り。**再発**は、原因である業務上の負傷又は疾病の連続であるとされている。**独立した別個の負傷又は疾病ではない**ため、新たな業務上の事由による発病を要しない（法7条、昭23.1.9基災発13）。

⑤ 212頁

⑤ 214頁

①通勤による負傷又は通勤に関連する諸種の状態が原因となって発病したことが医学的に認められるものをいう。

⑤ 210頁

⑤ 212頁

⑤ 208～209頁

# 択一式 心理的負荷による精神障害の認定基準

## 4

### H27-1

難易度 ★★★ 重要度 B

Date		Date		Date	
------	--	------	--	------	--

■厚生労働省労働基準局長通知（「心理的負荷による精神障害の認定基準について」（平成23年12月26日付け基発1226第1号）、以下「認定基準」という。）に関する次の記述のうち、正しいものはどれか。

- A 認定基準においては、うつ病エピソードの発病直前の2か月間連続して1月当たりおおむね80時間の時間外労働を行い、その業務内容が通常その程度の労働時間を要するものであった場合、心理的負荷の総合評価は「強」と判断される。
- B 認定基準においては、同僚から治療を要する程度のひどい暴行を受けてうつ病エピソードを発病した場合、心理的負荷の総合評価は「強」と判断される。
- C 認定基準においては、身体接触のない性的発言のみのセクシュアルハラスメントである場合には、これによりうつ病エピソードを発病しても、心理的負荷の総合評価が「強」になることはない。
- D 認定基準においては、発病前おおむね6か月の間の出来事について評価することから、胸を触るなどのセクシュアルハラスメントを繰り返し受け続けて9か月あまりでうつ病エピソードを発病した場合、6か月より前の出来事については、評価の対象にならない。
- E 認定基準においては、うつ病エピソードを発病した労働者がセクシュアルハラスメントを受けていた場合の心理的負荷の程度の判断は、その労働者がその出来事及び出来事後の状況が持続する程度を主観的にどう受け止めたかで判断される。

解説

- A 誤り。発病直前の連続した2か月間に、1月当たりおおよそ<sup>①</sup>120時間以上の時間外労働を行い、その業務内容が通常その程度の労働時間を要するものであった場合、心理的負荷の総合評価は「強」と判断される（平23.12.26基発1226第1）。
- B 正しい（平23.12.26基発1226第1）。治療を要する程度の暴行を受けた場合、ひどい嫌がらせ、いじめ、又は暴行を受けたとして、心理的負荷の総合評価は「強」と判断される。
- C 誤り。身体接触のない性的発言のみのセクシュアルハラスメントでも、発言の中に人格を否定するようなものを含み、かつ継続してなされた場合など<sup>②</sup>は、総合評価は「強」と判断される（平23.12.26基発1226第1）。
- D 誤り。いじめやセクシュアルハラスメントのように出来事が繰り返されるものについては、発病の6か月よりも前にセクシュアルハラスメントが開始され、発病前6か月以内の期間にも継続しているときは、開始時からのすべての行為を評価の対象とする（平23.12.26基発1226第1）。
- E 誤り。精神障害を発病した労働者がその出来事及び出来事後の状況が持続する程度を主観的にどう受け止めたかではなく、同種の労働者が一般的にどう受け止めるか<sup>③</sup>という観点から評価されるものである（平23.12.26基発1226第1）。

213頁

①連続3か月間に、1月当たりおおよそ100時間以上の時間外労働を行った場合も同様に「強」と判断される。

213頁関連

212～213頁関連

②そのほか、性的発言のみであっても、性的な発言が継続してなされ、かつ会社がセクシュアルハラスメントがあると把握していても適切な対応がなく、改善がなされなかった場合も、「強」と判断される。

212頁(D肢)

212～213頁関連

③同種の労働者とは、職種、職場における立場や職責、年齢、経験等が類似する者をいう。

# 択一式 心理的負荷による精神障害の認定基準

## 5

### H24-7

難易度 ★★★ 重要度 B

Date		Date		Date	
------	--	------	--	------	--

■厚生労働省労働基準局長通知（「心理的負荷による精神障害の認定基準について」平成23年12月26日付け基発1226第1号。以下「認定基準」という。）に関する次の記述のうち、誤っているものはどれか。

なお、本問において「対象疾病」とは、「認定基準で対象とする疾病」のことである。

- A 認定基準においては、次のいずれの要件も満たす場合に、業務上の疾病として取り扱うこととしている。
- ① 対象疾病を発病していること。
  - ② 対象疾病の発病前おおむね6か月の間に、業務による強い心理的負荷が認められること。
  - ③ 業務以外の心理的負荷及び個体側要因により対象疾病を発病したとは認められないこと。
- B 認定基準における対象疾病の発病に至る原因の考え方は、環境由来の心理的負荷（ストレス）と、個体側の反応性、脆弱性との関係で精神的破綻が生じるかどうかが決まり、心理的負荷が非常に強ければ、個体側の脆弱性が小さくても精神的破綻が起こるし、逆に脆弱性が大きければ、心理的負荷が小さくても破綻が生ずるとする「ストレス—脆弱性理論」に依拠している。
- C 認定基準においては、「業務による強い心理的負荷」について、精神障害を発病した労働者がその出来事及び出来事後の状況が持続する程度を主観的にどう受け止めたかではなく、職種、職場における立場や職責、年齢、経験等が類似する同種の労働者が一般的にどう受け止めるかという観点から評価されるとしている。
- D 認定基準においては、例えば対象疾病の発病直前の3週間におおむね120時間以上の時間外労働を行っていたときには、手待時間が多いなど労働密度が特に低い場合を除き、心理的負荷の総合評価を「強」と判断するとしている。
- E 認定基準においては、労災保険法第12条の2の2が労働者が故意に死亡したときは、政府は保険給付を行わないと規定していることから、業務により精神障害を発病したと認められる者が自殺を図った場合には、業務起因性は認められないとしている。

解説

- A 正しい（平23.12.26基発1226第1）。**参**いじめやセクシュアルハラスメントのように、出来事が繰り返されるものについては、発病の6か月よりも前にそれが開始されている場合で、発病前6か月以内の期間にも継続しているときは、開始時からのすべての行為を評価の対象とすることとされている。
- B 正しい（平23.12.26基発1226第1）。記述のとおり。
- C 正しい（平23.12.26基発1226第1）。記述のとおり。
- D 正しい（平23.12.26基発1226第1）。**参**発病直前の1か月におおむね160時間を超えるような時間外労働を行った（休憩時間は少ないが手待時間が多い場合等、労働密度が特に低い場合を除く）場合も、極度の長時間労働に従事したとして、**心理的負荷の総合評価は「強」とされる。**
- E 誤り。業務により精神障害を発病したと認められる者が自殺を図った場合には、精神障害によって**正常の認識、行為選択能力が著しく阻害され**、あるいは自殺行為を思いとどまる**精神的抑制力が著しく阻害されている状態に陥ったものと推定し、業務起因性を認める**（平23.12.26基発1226第1）。
- 参**業務災害と認められるためには、一般に、一次的に**業務遂行性**があり、二次的に**業務起因性**があることが必要とされている。

212頁

213頁関連

213頁関連

213頁

213頁

- ①業務遂行性…労働者が労働契約に基づいて、事業主の支配下にある状態をいう。
- ②業務起因性…災害が業務に起因して発生し、その災害が原因となり傷病等が発生したという相当因果関係をいう。

正解 E

Date		Date		Date	
------	--	------	--	------	--

■業務起因性に関する次の記述のうち、誤っているものはどれか。

- A 道路清掃工事の日雇い労働者が、正午からの休憩時間中に同僚と作業場内の道路に面した柵にもたれて休憩していたところ、道路を走っていた乗用車が運転操作を誤って柵に激突した時に逃げ遅れ、柵と自動車に挟まれて胸骨を骨折した場合、業務上の負傷と認められる。
- B 炭鉱で採掘の仕事に従事している労働者が、作業中泥に混じっているのを見て拾った不発雷管を、休憩時間中に針金でつついて遊んでいるうちに爆発し、手の指を負傷した場合、業務上の負傷と認められる。
- C 戸外での作業の開始15分前に、いつもと同様に、同僚とドラム缶に薪を投じて暖をとっていた労働者が、あまり薪が燃えないため、若い同僚が機械の掃除用に作業場に置いてあった石油を持ってきて薪にかけて燃やした際、火が当該労働者のズボンに燃え移って火傷した場合、業務上の負傷と認められる。
- D 建設中のクレーンが未曾有の台風の襲来により倒壊するおそれがあるため、暴風雨のおさまるのを待って倒壊を防ぐ応急措置を施そうと、監督者が労働者16名に、建設現場近くの、山腹谷合の狭地にひな壇式に建てられた労働者の宿舎で待機するよう命じたところ、風で宿舎が倒壊しそこで待機していた労働者全員が死亡した場合、その死亡は業務上の死亡と認められる。
- E 以前にも退勤時に約10分間意識を失ったことのある労働者が、工場の中の2℃の場所で作業している合間に暖を採るためストーブに近寄り、急な温度変化のために貧血を起こしてストーブに倒れ込み火傷により死亡した場合、業務上の死亡と認められる。

解説

- A 正しい(昭25.6.8基災収1252)。休憩時間中であっても、道路清掃工事に従事する者が、作業場内の道路の傍らで休憩していた際の事故は、業務上の負傷と認められる。
- B 誤り。設問は、**休憩時間中**の出来事であり、拾った不発雷管で遊んでいた際の事故である。**業務との起因性はなく「業務外」**の負傷である(昭27.12.1基災収3907)。
- C 正しい(昭23.6.1基発1458)。作業開始前ではあるが、**事業場施設の利用中**の事故として、設問は、業務上の負傷と認められる。
- D 正しい(昭29.11.24基収5564)。設問は、**天災事変**による災害であるが、**監督者の命令**による待機中の事故であり、**業務起因性**が認められる。
- E 正しい(昭38.9.30基収2868)。**作業中**の事故であり、設問の事故は業務災害として認められる。

う 210頁

う 210頁

う 209～210頁

う 209頁

う 209頁

■休憩時間中の事故が業務災害となるポイント

事業場施設内で行動	事業主の管理下・支配下にある ↓ <b>業務遂行性あり</b>
事業場施設に起因する	<b>業務起因性あり</b>

正解 B

# 択一式 通勤災害

# 7

## H28-3

難易度 ★

重要度 A

Date		Date		Date	
------	--	------	--	------	--

■通勤災害に関する次の記述のうち、誤っているものはどれか。

- A 商店が閉店した後は人通りがなくなる地下街入口付近の暗いところで、勤務先からの帰宅途中に、暴漢に後頭部を殴打され財布をとられたキャバレー勤務の労働者が負った後頭部の裂傷は、通勤災害と認められる。
- B 会社からの退勤の途中に、定期的に病院で、比較的長時間の人工透析を受ける場合も、終了して直ちに合理的経路に復した後については、通勤に該当する。
- C 午前の勤務を終了し、平常通り、会社から約300メートルのところにある自宅で昼食を済ませた労働者が、午後の勤務に就くため12時45分頃に自宅を出て県道を徒歩で勤務先会社に向かう途中、県道脇に駐車中のトラックの脇から飛び出した野犬に下腿部をかみつかれて負傷した場合、通勤災害と認められる。
- D 勤務を終えてバスで退勤すべくバス停に向かった際、親しい同僚と一緒にだったので、お互いによく利用している会社の隣の喫茶店に立ち寄り、コーヒーを飲みながら雑談し、40分程度過ごした後、同僚の乗用車で合理的な経路を通って自宅まで送られた労働者が、車を降りようとした際に乗用車に追突され負傷した場合、通勤災害と認められる。
- E マイカー通勤をしている労働者が、勤務先会社から市道を挟んだところにある同社の駐車場に車を停車し、徒歩で職場に到着しタイムカードを押した後、フォグライトの消し忘れに気づき、徒歩で駐車場へ引き返すべく市道を横断する途中、市道を走ってきた軽自動車にはねられ負傷した場合、通勤災害と認められる。

解説

- A 正しい(昭49.6.19基収1276)。設問の災害は、労働者の恣意的行為により生じたものではなく、特別な事情も見いだせないことから、**通勤に伴う危険が具体化したもの**と認められる。したがって、通勤災害と認められる。
- B 正しい(法7条3項、労災法コンメンタール198頁)。比較的長時間の人工透析も、「**日常生活上必要な行為**であって厚生労働省令で定めるものをやむを得ない事由により行うための**最小限度のもの**」に含まれる。
- C 正しい(昭53.5.30基収1172)。設問の災害は、**通勤に内在すると認められる危険が具体化したもの**<sup>①</sup>であり、通勤との相当因果関係が認められる。
- D 誤り。喫茶店に立ち寄り過ごした行為は、「ささいな行為」等には該当しない。したがって、通勤災害と認められない(昭49.11.15基収1867)。
- E 正しい(昭49.6.19基収1739)。設問のように、駐車場に引き返す行為は、一般的にあり得ることであり、**通勤とかげ離れた行為**ではなく、時間の経過もほとんどないことから、通勤災害として扱われる。

② 214頁

③ 220頁

④ 214頁

①通勤に内在する危険には、  
②具体的な通勤行為(歩行、  
自動車の運転等)に内在する  
危険のほか、③通勤経路  
内に内在し、通勤行為に  
伴って具体化する危険も含  
まれる。

⑤ 219頁(D肢)

⑥ 214頁ほか(E肢)

正解 D

# 択一式 業務災害，通勤災害

## 8

### H28-5

難易度 ★★

重要度 A

Date		Date		Date	
------	--	------	--	------	--

■業務災害及び通勤災害に関する次の記述のうち，正しいものはいくつあるか。

- ア 業務上の疾病の範囲は，労働基準法施行規則別表第一の二の各号に掲げられているものに限定されている。
- イ 業務に従事している労働者が緊急行為を行ったとき，事業主の命令がある場合には，当該業務に従事している労働者として行うべきものか否かにかかわらず，その行為は業務として取り扱われる。
- ウ 業務に従事していない労働者が，使用されている事業の事業場又は作業場等において災害が生じている際に，業務に従事している同僚労働者等とともに，労働契約の本旨に当たる作業を開始した場合には，事業主から特段の命令がないときであっても，当該作業は業務に当たると推定される。
- エ 業務上の疾病が治って療養の必要がなくなった場合には，その後その疾病が再発しても，新たな業務上の事由による発病でない限り，業務上の疾病とは認められない。
- オ 労災保険法第7条に規定する通勤の途中で合理的経路を逸脱した場合でも，日常生活上必要な行為であって厚生労働省令で定めるものをやむを得ない事由により行うための最小限度のものである場合は，当該逸脱の間も含め同条の通勤とする。
- A 一つ  
B 二つ  
C 三つ  
D 四つ  
E 五つ

## 解説

ア 正しい（労基則35条、別表第1の2）。業務上の疾病の範囲は、労基則別表第1の2各号に掲げられている。

212頁

イ 正しい（平21.7.23基発0723第14）。

210頁

### ■業務に従事している場合の緊急行為 正

- ① 事業主の命令がある…業務として扱われる。
- ② 事業主の命令がない…同僚労働者等の救護など、労働者として行うべきものは、業務として取り扱う。

ウ 正しい（平21.7.23基発0723第14）。

210頁

### ■業務に従事していない場合の緊急行為 正

- ① 事業主の命令がある…私的行為ではなく、業務として取り扱う（労働者として行うべきか否かを問わない）。
- ② 事業主の命令がない…労働契約の本旨に当たる作業を開始した場合は、当該作業は業務に当たると推定する。

エ 誤り。再発は、「原因である業務上の負傷又は疾病の連続」であって、独立した別個の負傷又は疾病ではないから、引き続き災害補償は行われるべきである」とされている（昭23.1.9基災発13）。

232頁

オ 誤り。「日常生活上必要な行為であって厚生労働省令で定めるものをやむを得ない事由により行うための最小限度のもの」であっても、逸脱の間は通勤から除かれる（法7条3項ただし書）<sup>①</sup>。

219頁

①逸脱・中断の後の往復行為も、「通勤」と認められ得る。

したがって、C（三つ）が正解となる。

正解 C

# 択一式 業務災害、通勤災害

9

H27-3

難易度 ★ 重要度 A

Date	Date	Date
------	------	------

■業務災害及び通勤災害に関する次の記述のうち、誤っているものはどれか。

- A 勤務時間中に、作業に必要な私物の眼鏡を自宅に忘れた労働者が、上司の了解を得て、家人が届けてくれた眼鏡を工場の門まで自転車で受け取りに行く途中で、運転を誤り、転落して負傷した場合、業務上の負傷に該当する。
- B 会社の休日に行われている社内の親睦野球大会で労働者が転倒し負傷した場合、参加が推奨されているが任意であるときには、業務上の負傷に該当しない。
- C 配管工が、早朝に、前夜運搬されてきた小型パイプが事業場の資材置場に乱雑に荷下ろしされていたためそれを整理していた際、材料が小型のため付近の草むらに投げ込まれていないかと草むらに探しに入ったところ、その草むらの中に棲息していた毒蛇に足を咬まれて負傷した場合、業務上の負傷に該当する。
- D 業務終了後に、労働組合の執行委員である労働者が、事業場内で開催された賃金引上げのための労使協議会に6時間ほど出席した後、帰宅途中で交通事故にあった場合、通勤災害とは認められない。
- E 会社からの退勤の途中で美容院に立ち寄った場合、髪の設定を終えて直ちに合理的な経路に復した後についても、通勤に該当しない。

## 解説

- A 正しい（法7条1項，昭32.7.20基収3615）。記述のとおり。
- B 正しい（法7条1項，平12.5.18基発366）。運動競技会の参加が**強制**されている場合には、**業務遂行性が認められ、業務災害**になり得る。設問は、参加が任意であり、業務災害には該当しない。
- 参**事業場内の運動競技会は、同一事業場又は同一企業に所属する**労働者全員の出場を意図して行われるもの**でなければ、業務行為とは認められない。
- C 正しい（法7条1項，昭27.9.6基災収3026）。作業中の労働者がその地に多く生息する毒蛇にかまれ負傷した場合は、業務災害である。
- D 正しい（法7条2項，昭50.11.4基収2043）。**労使協議会の6時間は、社会通念上就業と帰宅との直接的関連を失わせると認められるほどの長時間**であり、設問は通勤災害と認められない。
- E 誤り。出出勤の途中、理・美容のため美容院に立ち寄る行為は、特段の事情が認められる場合を除き、**日用品の購入その他これに準ずる日常生活上必要な行為に該当する**。したがって、その後、合理的な経路に復した後は、通勤に該当する（法7条2項，昭58.8.2基発420）。

➡ 209頁

➡ 210頁

➡ 209頁

➡ 217頁

➡ 220頁

①通勤に係る往復の経路を逸脱又は中断しても、当該逸脱又は中断が、日常生活上必要な行為であって厚生労働省令で定めるものやむを得ない事由により行うための最小限度のものである場合は、逸脱・中断の後の往復行為も、「通勤」と認められる。

正解 E

# 択一式 業務災害、通勤災害

10 H26-1

難易度 ★★ 重要度 A

Date		Date		Date	
------	--	------	--	------	--

■業務上災害等に関する次の記述のうち、**誤っているものはどれか。**

- A 自動車運転手が、長距離定期貨物便の運送業務の途上、会社が利用を認めている食堂前に至ったので、食事のために停車し食堂へ向かおうとして道路を横断中に、折から進行してきた自動車にはねられて死亡した災害は業務上とされている。
- B 自動車運転手Aは、道路工事現場に砂利を運搬するよう命ぜられ、その作業に従事していた。砂利を敷き終わり、Aが立ち話をしていたところ、顔見知りのBが来て、ちょっと運転をやらせてくれと頼んで運転台に乗り、運転を続けたが、Aは黙認していた。Bが運転している際、Aは車のステップ台に乗っていたが、Bの不熟練のために電柱に衝突しそうになったので、とっさにAは飛び降りようとしたが、そのまま道路の外側にはね飛ばされて負傷した。このAの災害はAの職務逸脱によって発生したものであるため、業務外とされている。
- C 事業場施設内における業務に就くための出勤又は業務を終えた後の退勤で「業務」と接続しているものは、業務行為そのものではないが、業務に通常付随する準備後始末行為と認められている。したがって、その行為中の災害については、労働者の積極的な私的行為又は恣意行為によるものと認められず、加えて通常発生しうるような災害である場合は、業務上とされている。
- D 上司の命により従業員の無届欠勤者の事情を調査するため、通常より約30分早く「自宅公用外出」として自宅を出発、自転車で欠勤者宅に向かう途中電車にはねられ死亡した災害は業務上とされている。
- E 明日午前8時から午後1時までの間に、下請業者の実施する隣町での作業を指導監督するよう出張命令を受け、翌日、午前7時すぎ、自転車で自宅を出発し、列車に乗車すべく進行中、踏切で列車に衝突し死亡したが、**同人が乗車しようとしていた列車が通常の通勤の場合にも利用していたものである場合**は、通勤災害とされている。

## 解説

- A 正しい(昭32.7.19基収4390)。作業の中断中の事故であるが、**生理的 necessary 行為**であり、業務上である。
- B 正しい(昭26.4.13基収1497)。業務外である。顔見知りの他人に自動車を運転させる行為は、労働者の判断で行われたものであり、**合理性又は必要性が認められない**。
- C 正しい(昭50.12.25基収1724)。業務上である。**準備後始末行為中の災害**は、労働者の積極的な私的行為又は恣意行為によるものと認められず、通常発生しうるようなものであれば、業務上災害とされる。
- D 正しい(昭24.12.15基収3001)。業務上である。設間は、**自宅から直接用務地へ向かう途中の事故**であり、業務上災害とされる。
- E 誤り。**設間は、業務災害**である(昭34.7.15基収2980)。出張中は、その用務の成否や遂行方法などについて**包括的に事業主が責任を負っている**以上、特別な事情がない限り、**出張過程の全般**について**事業主の支配下**にある。したがって、追突した列車が通常の通勤に利用していたものであっても、当該災害は通勤災害には該当しない。

📖 209頁

📖 211頁

📖 209~210頁

📖 210頁

📖 210頁

### ■業務遂行性が認められる場合 ④

事業主の支配下にある かつ、管理下にある	業務に従事している	作業中、作業の <b>準備・後始末</b>
	業務に従事していない	作業の中断… <b>生理的 necessary 行為・反射的 行為</b> 休憩… <b>事業場施設</b> の利用など
事業主の支配下にあるが、管理下でない	業務に従事している	<b>出張中</b> (出張過程の全般)

正解 E

# 択一式 通勤災害，業務災害

## 11 H25-7

難易度 ★★ 重要度 A

Date		Date		Date	
------	--	------	--	------	--

■通勤災害及び業務災害の範囲に関する次の記述のうち、正しいものはどれか。

- A 転任等のやむを得ない事情のために同居していた配偶者と別居して単身で生活する者や家庭生活の維持という観点から自宅を本人の生活の本拠地とみなし得る合理的な理由のある独身者にとっての家族の住む家屋については、当該家屋と就業の場所との間を往復する行為に反復・継続性が認められるときは住居と認めて差し支えないが、「反復・継続性」とは、おおむね2か月に1回以上の往復行為又は移動がある場合に認められる。
- B 出張の機会を利用して当該出張期間内において、出張先に赴く前後に自宅に立ち寄る行為（自宅から次の目的地に赴く行為を含む。）については、当該立ち寄る行為が、出張経路を著しく逸脱していないと認められる限り、原則として、通常の出張の場合と同様、業務として取り扱われる。
- C 通勤の途中において、歩行中にビルの建設現場から落下してきた物体により負傷した場合、通勤による災害と認められない。
- D 自殺の場合も、通勤の途中において行われたのであれば、通勤災害と認められる。
- E 通勤の途中で怨恨をもってけんかをしかけて負傷した場合、通勤災害と認められる。

解説

A 誤り。「反復・継続性」とは、おおむね**毎月1回以上**の往復行為がある場合に認められる（法7条2項，平7.2.1基発39・事務連絡6，平18.3.31基労管発0331001）。

➡ 215頁

■「住居」の具体的判断例 示

単身赴任者等が、就業の場所と家族の住む家屋との間を往復する場合において、当該往復行為に**反復・継続性**が認められるときは、その家族の住む家屋を「住居」として取り扱う。

ここでの「反復・継続性」の基準は、上記解説のとおり。

B 正しい（法7条1項，平7.2.1事務連絡6，平18.3.31基労管発0331001）。出張中に災害が発生した場合は、**出張過程の全般**について事業主の支配下にあり、積極的な私的行為・恣意的行為でない限り、**業務災害**と認められる。

➡ 210頁

C 誤り。設問は、災害が**通勤の途中**で生じたものであり、その災害が**通勤に起因**するため、通勤災害と認められる（法7条2項，平18.3.31基発0331042）。

➡ 214頁

D 誤り。自殺は、**通勤をしていることが原因**となって災害が発生したものではないため、通勤災害と認められない（法7条2項，平18.3.31基発0331042）。

➡ 214頁

E 誤り。通勤の途中で怨恨をもってけんかをしかけて負傷した場合は、**通勤をしていることが原因**となって災害が発生したものではないため、通勤災害と認められない（法7条2項，平18.3.31基発0331042）。

➡ 214頁

正解 B

# 択一式 通勤災害等

## 12 H25-4

難易度 ★

重要度 A

Date		Date		Date	
------	--	------	--	------	--

■通勤災害等に関する次のアからオの記述のうち、誤っているものの組合せは、後記AからEまでのうちどれか。

- ア 通勤の途中、経路上で遭遇した事故において、転倒したタンクローリーから流れ出す有害物質により急性中毒にかかった場合は、通勤によるものと認められる。
- イ 政府は、療養の開始後3日以内に死亡した者からは、一部負担金を徴収する。
- ウ 政府は、同一の通勤災害に係る療養給付について既に一部負担金を納付した者からは、一部負担金を徴収しない。
- エ 労働者が、就業に関し、住居と就業の場所との間の往復を合理的な経路及び方法により行うことのみが通勤に該当する。
- オ 女性労働者が一週間に数回、やむを得ない事情により、就業の場所からの帰宅途中に最小限の時間、要介護状態にある夫の父を介護するために夫の父の家に立ち寄っている場合に、介護終了後、合理的な経路に復した後は、再び通勤に該当する。
- A (アとウ)                      B (アとエ)                      C (イとエ)
- D (イとオ)                      E (ウとオ)

## 解説

ア 正しい（法7条2項，平18.3.31基発0331042）。設問は「**通勤による疾病**」として扱われる。

イ 誤り。**療養の開始後3日以内に死亡した者**からは，一部負担金は徴収しない（法31条2項，則44条の2第1項2号）。

ウ 正しい（法31条2項，則44条の2第1項3号）。

### ■一部負担金の対象から除かれる者（則44条の2）

- ① 第三者の行為によって生じた事故により療養給付を受ける者
- ② 療養の開始後3日以内に死亡した者，その他休業給付を受けない者
- ③ 同一の通勤災害に係る療養給付について既に一部負担金を納付した者
- ④ 特別加入者についても，一部負担金の対象とならない（昭52.3.30基発192）。

エ 誤り。設問のほか，①厚生労働省令で定める就業の場所から他の就業の場所への移動，②住居と就業の場所との間の往復に先行し，又は後続する住居間の移動（一定の要件に該当するものに限る）についても，要件を満たすと通勤に該当する（法7条2項）。

オ 正しい（法7条3項，則8条5号）。**対象家族**の介護であり，**やむを得ない事由**により行うための**最小限度**のもので，当該介護が**反復継続**して行われているため，設問は通勤に該当する。

したがって，Cの組合せ（イとエ）が正解となる。

☞ 214頁

①通勤による疾病とは、「通勤による負傷に起因する疾病」その他「通勤に起因することが明らかな疾病」である。

☞ 258頁(イ)

☞ 258頁(ウ)

☞ 214頁

☞ 219～220頁

②対象家族とは，  
①配偶者（事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む）  
②父母及び子  
③配偶者の父母  
④同居し，かつ，扶養している祖父母，兄弟姉妹及び孫

正解 C

労災

Date		Date		Date	
------	--	------	--	------	--

■通勤災害とは、労働者の通勤による負傷、疾病、障害又は死亡をいうが、この通勤に関する次の記述のうち、正しいものはどれか。

- A 寝過ごしにより就業場所に遅刻した場合は、通勤に該当することはない。
- B 運動部の練習に参加する目的で、午後の遅番の出勤者であるにもかかわらず、朝から住居を出る等、所定の就業開始時刻とかけ離れた時刻に会社に行く場合も、通勤に該当する。
- C 日々雇用される労働者が公共職業安定所等でその日の職業紹介を受けるために住居から公共職業安定所等まで行く行為は、通勤に該当しない。
- D 昼休みに自宅まで時間的に十分余裕をもって往復できる労働者が、午前中の業務を終了して帰り、午後の業務に就くために出勤する往復行為は、通勤に該当しない。
- E 業務の終了後、事業場施設内で、サークル活動をした後に帰宅する場合は、社会通念上就業と帰宅との直接的関連を失わせると認められるほど長時間となるような場合を除いても、通勤に該当することはない。

解説

A 誤り。寝過ごしにより遅刻した場合に、時刻的に若干の前後があっても、就業との関連性はある、通勤に該当し得る（法7条2項，平18.3.31基発0331042）。

217頁

■就業との関連性

通勤と認められるには、移動行為が業務と密接な関係をもって行われることが必要である。

B 誤り。就業開始時刻とかけ離れた時刻に会社に行く場合は、業務以外の目的のために行われるものと考えられ、通勤に該当しない（法7条2項，平18.3.31基発0331042）。

217頁

C 正しい（法7条2項，平18.3.31基発0331042）。住居から公共職業安定所等まで行く行為は、未だ就職できるか確実でない段階であり、就業のための出勤行為であるとはいえ、通勤に該当しない。

217頁関連

〈補足〉日々雇用される労働者が、公共職業安定所等でその日の職業の紹介を受けた後に、紹介先へ向かう場合で、その事業で就業することが見込まれるときは、就業との関連を認め、通勤に該当し得る。

D 誤り。通勤は1日につき1回のみしか認められないものではない。したがって、設問の場合、午前中の業務が終了して自宅へ帰り、午後の業務に就くために出勤するものと考えられるため、その往復の行為は就業との関連性が認められ、通勤に該当し得る（法7条2項，平18.3.31基発0331042）。

217頁(D肢)

E 誤り。事業場施設内でのサークル活動後に帰宅する場合でも、社会通念上就業と帰宅との直接的関連を失わせるほど長時間となる場合を除き、就業との関連性は認めても差し支えないとされており、通勤に該当し得る（法7条2項，平18.3.31基発0331042）。

217頁

正解 C

# 択一式 給付基礎日額

# 14

## H21-2

難易度★★ 重要度B

Date		Date		Date	
------	--	------	--	------	--

■給付基礎日額に関する次の記述のうち、誤っているものはどれか。

- A 給付基礎日額は、労働基準法第12条の平均賃金に相当する額とされ、この場合において、同条第1項の平均賃金を算定すべき事由の発生した日は、業務災害及び通勤災害による負傷若しくは死亡の原因である事故が発生した日又は業務災害及び通勤災害による疾病の発生が診断によって確定した日である。
- B 労働基準法第12条の平均賃金に相当する額を給付基礎日額とすることが適当でないと認められるときは、厚生労働省令で定めるところによって所轄労働基準監督署長が算定する額を給付基礎日額とする。
- C 給付基礎日額に1円未満の端数があるときは、それが1円に切り上げられる。
- D 給付基礎日額のうち、①年金給付の額の算定の基礎として用いるもの、②療養開始後1年6か月を経過した日以後に支給事由が生じた休業補償給付又は休業給付の額の算定の基礎として用いるもの、③障害補償一時金若しくは障害一時金又は遺族補償一時金若しくは遺族一時金の額の算定の基礎として用いるものについては、所定の年齢階層ごとの最高限度額及び最低限度額が設定されている。
- E 特別加入者の給付基礎日額は、中小事業主等については当該事業に使用される労働者の賃金の額その他の事情を考慮し、一人親方等については当該事業と同種若しくは類似の事業又は当該作業と同種若しくは類似の作業を行う事業に使用される労働者の賃金の額その他の事情を考慮し、海外派遣者については中小事業主等の場合に準じて、厚生労働大臣が定める額による。

## 解説

A 正しい（法8条1項）。平均賃金の算定事由発生日は、**事故が発生した日**又は疾病の発生が**診断によって確定した日**である。

📖 221頁

B 正しい（法8条2項，則9条1項）。労基法の平均賃金に相当する額を給付基礎日額とすることが適当でないとき、**所轄労働基準監督署長が算定する額を給付基礎日額とする**。

📖 221頁

C 正しい（法8条の5）。給付基礎日額に1円未満の端数があるときは、**1円に切り上げられる**。

📖 229頁

**参**労基法上の平均賃金の端数処理については、**銭位未満の端数は切り捨てることとされている**（昭22.11.5基発232）。

D 誤り。**①一時金の給付基礎日額には、年齢階層別の最低・最高限度額は適用されない**（法8条の2第2項，8条の3第2項，8条の4）。

📖 229頁

①スライド制については、年金給付基礎日額に係るスライドを準用して改定する。

**本**休業給付基礎日額は、療養を開始した日から起算して1年6か月経過した日以後から年齢階層別の最低・最高限度額の適用があり、年金給付基礎日額は、年金が支給された月から年齢階層別の最低・最高限度額の適用がある。

E 正しい（法34条1項3号，35条1項6号，36条1項2号）。記述のとおり。

📖 293頁関連

**本**具体的には、厚生労働大臣の定めた額の中から、特別加入者の希望する額に基づいて、**都道府県労働局長が決定した額とされる**。

正解 D

# 択一式 療養補償給付

15 H28-4

難易度★★ 重要度B

Date		Date		Date	
------	--	------	--	------	--

■ 労災保険給付に関する次の記述のうち、誤っているものはどれか。

- A 被災労働者が、災害現場で医師の治療を受けず医療機関への搬送中に死亡した場合、死亡に至るまでに要した搬送費用は、療養のためのものと認められるので移送費として支給される。
- B 労働者が遠隔地において死亡した場合の火葬料及び遺骨の移送に必要な費用は、療養補償費の範囲には属さない。
- C 業務災害の発生直後、救急患者を災害現場から労災病院に移送する場合、**社会通念上妥当と認められる場合**であれば移送に要した費用全額が支給される。
- D 死体のアルコールによる払拭のような**本来葬儀屋が行うべき処置**であっても、医師が代行した場合は療養補償費の範囲に属する。
- E 医師が直接の指導を行わない温泉療養については、療養補償費は支給されない。

解説

- A 正しい（昭30.7.13基収841）。死亡に至るまでに要した搬送費用は、療養のためのものと認められる。したがって、移送費として支給される。㊦死体移送費は、療養の範囲である移送費としては認められない（昭27.10.28基発747）。
- B 正しい（昭24.7.22基収2303）。記述のとおり。
- C 正しい（昭31.9.22基収1058）。移送費については、請求額が社会通念上妥当と認められる場合は、全額を支払って差し支えない。
- D 誤り。設問のような、本来葬儀屋が行うべき処置を医師が代行した場合は、葬祭料の範囲に属する（昭23.7.10基災発97）。
- E 正しい（昭25.10.6基発916）。温泉療養は、医師が直接指導のもとに行うものだけに限り、療養補償給付の対象となる。

㊦ 231頁

㊦ 231頁

㊦ 231頁

㊦ 231.255頁

㊦ 231頁

■療養（補償）給付の範囲 ㊦

【原則】療養の給付	【例外】療養の費用の支給
次の㊦～㊦のうち、政府が必要と認めたもの ㊦ 診察 ㊦ 薬剤又は治療材料の支給 ㊦ 処置、手術その他の治療 ㊦ 居宅における療養上の管理及びその療養に伴う世話その他の看護 ㊦ 病院又は診療所への入院及びその療養に伴う世話その他の看護 ㊦ 移送	範囲は、療養の給付と同じ。  療養の給付をすることが困難な場合のほか、療養の給付を受けないことにつき労働者に相当の理由がある場合に、療養の給付に代えて療養の費用の支給が行われる。

正解 D

# 択一式 療養補償給付，療養給付

# 16 H27-2

難易度 ★ 重要度 A

Date		Date		Date	
------	--	------	--	------	--

■療養補償給付及び療養給付に関する次の記述のうち、正しいものはどれか。

- A 療養の給付は、社会復帰促進事業として設置された病院若しくは診療所又は都道府県労働局長の指定する病院若しくは診療所、薬局若しくは訪問看護事業者において行われる。
- B 療養の給付は、その傷病が療養を必要としなくなるまで行われるので、症状が安定して疾病が固定した状態になり、医療効果が期待しえない状態になっても、神経症状のような傷病の症状が残っていれば、療養の給付が行われる。
- C 療養補償給付たる療養の給付を受けようとする者は、厚生労働省令に規定された事項を記載した請求書を、直接、所轄労働基準監督署長に提出しなければならない。
- D 事業主は、療養補償給付たる療養の給付を受けるべき者から保険給付を受けるために必要な証明を求められたときは、30日以内に証明しなければならない旨、厚生労働省令で規定されている。
- E 政府が療養給付を受ける労働者から徴収する一部負担金は、第三者の行為によって生じた交通事故により療養給付を受ける者からも徴収する。

## 解説

- A 正しい（則11条1項）。療養の給付は指定病院等において行われる。
- B 誤り。療養の給付は、その傷病が療養を必要としなくなるまで行われる。なお、症状が残っていても、それが安定して、もはや治療の効果が期待できず療養の余地がなくなった場合は、療養の必要がなくなったものとされ、療養の給付は行われない（法13条1項、昭23.1.13基災発3）。**ホ**療養補償給付は、傷病の治ゆ前<sup>①</sup>に支給される。治ゆ後は、その支給は打ち切られる。
- C 誤り。療養の給付を受けようとする者は、療養補償給付たる療養の給付請求書を、指定病院等を経由して所轄労働基準監督署長へ提出する（則12条1項）。

### ■受給手続

療養の給付 → 指定病院等を経由して、所轄労働基準監督署長へ提出  
療養の費用の支給 → 直接、所轄労働基準監督署長へ提出

- D 誤り。事業主が30日以内に証明しなければならない旨の規定はない（則12条2項、12条の2第2項ほか）。
- E 誤り。第三者の行為によって生じた事故により療養給付を受ける者からは、一部負担金を徴収しない（法31条2項、則44条の2第1項1号）。

231頁

232頁

①治ゆとは、症状が固まり、それ以上治療しても効果が期待できないため、療養の必要がなくなった状態をいう（障害が残る場合もある）。

232頁

232頁関連

258頁

# 択一式 療養給付

# 17

## H25-5

難易度 ★★★ 重要度 A

Date		Date		Date	
------	--	------	--	------	--

■療養給付たる療養の給付を受けようとする者が、療養の給付を受けようとする指定病院等を経由して所轄労働基準監督署長に提出しなければならない請求書に記載しなければならない事項として、**労災保険法施行規則に掲げられていないもの**はどれか。

- A 災害の発生の時刻及び場所
- B 通常の通勤の経路及び方法
- C 療養の給付を受けようとする指定病院等の名称及び所在地
- D 加害者がいる場合、その氏名及び住所**
- E 労働者の氏名、生年月日及び住所

## 解説

療養給付たる「療養の給付」を受けようとする者は、「療養給付たる療養の給付請求書」を、指定病院等を經由して、所轄労働基準監督署長に提出しなければならない。当該請求書に記載しなければならない事項は、次のとおり<sup>①</sup>労災法施行規則に掲げられている。

- 一 労働者の氏名、生年月日及び住所←E肢
- 二 事業の名称及び事業場の所在地
- 三 負傷又は発病の年月日
- 四 災害の原因及び発生状況
- 五 療養の給付を受けようとする指定病院等の名称及び所在地←C肢
- 六 災害の発生の時刻及び場所←A肢
- 七 就業の場所並びに就業終了（開始の予定）の年月日時及び当該就業の場所（住居）を離れた年月日時等  
…災害が発生した場合の区分に応じて異なる。
- 八 通常の通勤の経路及び方法←B肢
- 九 住居又は就業の場所から災害の発生の場所に至った経路、方法、所要時間その他の状況

D肢の「加害者がいる場合、その氏名及び住所」は、療養の給付請求書に記載しなければならない事項として労災法施行規則に掲げられていない（則18条の5第1項、則12条1項）。

232頁関連(A～E肢)

①請求書に記載しなければならない事項のうち、囲み内の一～五までは、「療養補償給付たる療養の給付請求書」に記載すべき項目と同じである。

②「加害者がいる場合、その氏名及び住所」は、第三者行為災害の届出によるものである。

Date		Date		Date	
------	--	------	--	------	--

■障害補償給付に関する次の記述のうち、誤っているものはどれか。

- A 障害補償給付を支給すべき障害は、厚生労働省令で定める障害等級表に掲げる障害等級第1級から第14級までの障害であるが、同表に掲げるもの以外の障害は、その障害の程度に応じ、同表に掲げる障害に準じて障害等級が認定される。
- B** 既に業務災害による障害の障害等級に応じて障害補償年金を受ける者が新たな業務災害により障害の程度を加重された場合には、その加重された障害の該当する障害等級に応ずる新たな障害補償年金が支給され、その後は、既存の障害に係る従前の障害補償年金は支給されない。
- C 障害等級表に該当する障害が2以上あって厚生労働省令の定める要件を満たす場合には、その障害等級は、厚生労働省令の定めるところに従い繰り上げた障害等級による。繰り上げた障害等級の具体例を挙げれば、次のとおりである。
- |                              |     |
|------------------------------|-----|
| ① 第8級、第11級及び第13級の3障害がある場合    | 第7級 |
| ② 第4級、第5級、第9級及び第12級の4障害がある場合 | 第1級 |
| ③ 第6級及び第8級の2障害がある場合          | 第4級 |
- D 既に業務災害による障害の障害等級に応じて障害補償一時金を支給されていた者が新たな業務災害により同一の部位について障害の程度が加重され、それに応ずる障害補償年金を支給される場合には、その額は、原則として、既存の障害に係る障害補償一時金の額の25分の1を差し引いた額による。
- E 障害補償年金を受ける者の障害の程度について自然的経過により変更があった場合には、新たに該当することとなった障害等級に応ずる障害補償給付が支給され、その後は、従前の障害補償年金は支給されない。

## 解説

- A 正しい（法15条，則14条4項）。障害等級表に掲げるもの以外の障害は，その障害の程度に応じ，同表に掲げる障害に準じて障害等級が認定される。
- B 誤り。加重前の既存の障害はそのまま支給される（則14条5項）。加重後の障害に係る障害補償年金の額は「加重後の障害補償年金の額－加重前の障害補償年金の額」とされる。
- C 正しい（法15条，則14条3項）。  
 ① 13級以上の障害が2以上…重い方の等級を1級繰り上げる  
 ② 5級以上の障害が2以上…重い方の等級を3級繰り上げる  
 ③ 8級以上の障害が2以上…重い方の等級を2級繰り上げる
- D 正しい（法15条，則14条5項）。加重前の障害が一時金で，加重後の障害が年金の場合は，「加重後の年金の額－加重前の一時金の額× $1/25$ 」の年金が支給される。
- E 正しい（法15条の2，昭41.1.31基発73）。新たな障害等級に応ずる障害補償年金又は障害補償一時金が支給され，その後は，従前の障害補償年金は支給されない。  
 ① 障害補償一時金を受けた労働者の障害の程度が自然的な経過により変更し，新たに他の障害等級に該当するに至ったとしても，新たな障害等級に応ずる障害補償給付は支給されない。

237頁

239頁

238頁

239頁

240頁

①「変更」の適用を受ける者は，年金の受給権者に限られる。

正解 B

# 択一式 遺族補償給付

## 19 H28-6

難易度 ★ 重要度 A

Date		Date		Date	
------	--	------	--	------	--

■遺族補償給付に関する次の記述のうち、誤っているものの組合せは、後記AからEまでのうちどれか。

- ㉞ 傷病補償年金の受給者が当該傷病が原因で死亡した場合には、その死亡の当時その収入によって生計を維持していた妻は、遺族補償年金を受けることができる。
- イ 労働者が業務災害により死亡した場合、当該労働者と同程度の収入があり、**生活費を分担**して通常の生活を維持していた妻は、一般に「労働者の死亡当時その収入によって生計を維持していた」ものにあたらないので、遺族補償年金を受けることはできない。
- ウ 遺族補償年金を受ける権利は、その権利を有する遺族が、自分の伯父の養子となったときは、消滅する。
- エ 遺族補償年金の受給権を失権したものは、遺族補償一時金の受給権者になることはない。
- オ 労働者が業務災害により死亡した場合、その兄弟姉妹は、当該労働者の死亡の当時、その収入により生計を維持していなかった場合でも、遺族補償一時金の受給者となることがある。
- A (アとウ)                      **B (イとエ)**                      C (ウとオ)
- D (アとエ)                      E (イとオ)

## 解説

ア 正しい（法12条の8第1項、16条の2第1項）。死亡当時、その収入によって生計を維持されていた妻は、遺族補償年金を受けることができる。

☞ 247頁

イ 誤り。生計を維持していたとは、**労働者の収入によって生計の一部を維持されていれば足りる**（則14条の4、昭41.1.31基発73）。

☞ 247頁

ウ 正しい（法16条の4第1項3号）。直系血族又は直系姻族以外の者の養子となったときは、遺族補償年金を受ける権利は消滅する。

☞ 250頁

エ 誤り。遺族補償年金の受給権を失権した者も、遺族補償一時金の受給権者になることはある（法16条の6第1項1号・2号、16条の7第1項）。**労働者の身分関係は、労働者の死亡当時の身分関係であり、死亡後の身分関係の変動に影響を受けない。**

☞ 254頁

オ 正しい（法16条の7第1項3号）

☞ 254頁

### ■遺族補償一時金の受給権者

①	<b>配偶者</b>
②	労働者の死亡の当時その収入によって生計を維持していた 子、父母、孫、祖父母
③	労働者の死亡の当時その収入によって生計を維持していなかった 子、父母、孫、祖父母
④	<b>兄弟姉妹</b>

したがって、Bの組合せ（イとエ）が正解となる。

正解 B

# 択一式 派遣労働者に係る保険給付等

20 H26-5

難易度 ★★★ 重要度 A

Date		Date		Date	
------	--	------	--	------	--

■派遣労働者に係る労働者災害補償保険の給付等に関する次の記述のうち、誤っているものはどれか。

- A 派遣労働者に係る業務災害の認定に当たっては、派遣労働者が派遣元事業主との間の労働契約に基づき派遣元事業主の支配下にある場合及び派遣元事業と派遣先事業との間の労働者派遣契約に基づき派遣先事業主の支配下にある場合には、一般に業務遂行性があるものとして取り扱われる。
- B 派遣労働者に係る業務災害の認定に当たっては、派遣元事業場と派遣先事業場との間の往復の行為については、それが派遣元事業主又は派遣先事業主の業務命令によるものであれば一般に業務遂行性が認められる。
- C 派遣労働者に係る通勤災害の認定に当たっては、派遣元事業主又は派遣先事業主の指揮命令により業務を開始し、又は終了する場所が「就業の場所」となるため、派遣労働者の住居と派遣元事業場又は派遣先事業場との間の往復の行為は、一般に「通勤」となる。
- D 派遣労働者が偽りその他不正の手段により保険給付を受けた理由が、派遣先事業主が不当に保険給付を受けさせることを意図して事実と異なる報告又は証明を行ったためである場合には、政府は、派遣先事業主から、保険給付を受けた者と連帯してその保険給付に要した費用に相当する金額の全部又は一部を徴収することができる。
- E 所轄都道府県労働局長又は所轄労働基準監督署長は、派遣先事業主に対して、労災保険法の施行に関し必要な報告、文書の提出又は出頭を命ずることができる。

## 解説

- A 正しい（法7条1項，昭61.6.30基発383）。**ホ**労働者派遣事業に対する労働保険の適用については，労災保険，雇用保険双方とも派遣元事業主の事業が適用事業とされる。
- B 正しい（法7条1項，昭61.6.30基発383）。派遣元・派遣先との往復行為が，派遣元事業主又は派遣先事業主の業務命令であれば，一般に業務遂行性が認められる。
- C 正しい（法7条1項，昭61.6.30基発383）。記述のとおり。
- D 誤り。派遣先事業主に対しては，不正受給者からの費用徴収に係る連帯責任（法12条の3第2項）の規定は適用されない（昭61.6.30基発383）。  
**参**派遣元事業主が不当に保険給付を受けさせることを意図して事実と異なる報告又は証明を行ったためである場合には，派遣元事業主から，保険給付を受けた者と連帯してその保険給付に要した費用に相当する金額の全部又は一部を徴収することができる。
- E 正しい（法46条）。**参**本条文は，平成24年の法改正により追加されたものである。本来，派遣先は「第三者」の扱いであるが，上記法46条の改正により，事業主等として報告や出頭を求めたり，立入検査をすることが可能になった。

**ウ** 207頁  
選択式H22（246頁）でも同じ問題文で出題されている。

**ウ** 207頁

**ウ** 218頁

**ウ** 269頁関連

**ウ** 298頁

正解 D

# 択一式 保険給付

## 21 H27-7

難易度 ★ 重要度 A

Date		Date		Date	
------	--	------	--	------	--

■年金たる保険給付に関する次のアからオまでの記述のうち、誤っているものの組合せは、後記AからEまでのうちどれか。

ア 年金たる保険給付の支給は、支給すべき事由が生じた月から始められ、支給を受ける権利が消滅した月で終了する。

イ 年金たる保険給付の支給に係る給付基礎日額に1円未満の端数があるときは、その端数については切り捨てる。

ウ 傷病補償年金は、休業補償給付と併給されることはない。

エ 遺族補償年金を受ける権利を有する者の所在が1年以上明らかでない場合には、当該遺族補償年金は、同順位者があるときは同順位者の、同順位者がいないときは次順位者の申請によって、その所在が明らかでない間、その支給を停止されるが、これにより遺族補償年金の支給を停止された遺族は、いつでも、その支給の停止の解除を申請することができる。

オ 遺族補償年金を受けることができる遺族が、遺族補償年金を受けることができる先順位又は同順位他の遺族を故意に死亡させたときは、その者は、遺族補償年金を受けることができる遺族でなくなり、この場合において、その者が遺族補償年金を受ける権利を有する者であるときは、その権利は、消滅する。

A (アとイ)                      B (アとオ)                      C (イとエ)

D (ウとエ)                      E (ウとオ)

## 解説

ア 誤り。年金たる保険給付は、支給すべき事由が生じた月の翌月から始められる（法9条1項）。

イ 誤り。給付基礎日額に1円未満の端数があるときは、これを1円に切り上げる（法8条の5）。

### ■①給付基礎日額（原則）示

$$\text{給付基礎日額} = \frac{\text{算定事由発生日以前 3箇月間に支払われた賃金総額}}{\text{算定事由発生日以前 3箇月間の総日数}}$$

ウ 正しい（法18条2項）。記述のとおり。

エ 正しい（法16条の5第1項・2項）。

### ■支給停止事由示

1	遺族補償年金の受給権者の所在が1年以上明らかでない場合に、同順位者又は次順位者が申請したとき →所在が明らかでない間、②支給停止
2	55歳以上60歳未満の夫、父母、祖父母、兄弟姉妹（若年停止対象者）が受給権者である場合 →60歳に達するまでの間、支給停止
3	遺族補償年金前払一時金の支給を受けた場合 →各月に支給される年金の額の合計額が、前払一時金の額に達するまでの間、支給停止

オ 正しい（法16条の9第4項）。記述のとおり。

したがって、Aの組合せ（アとイ）が正解となる。

① 263頁

② 229頁

①給付基礎日額は、原則として、労基法12条の平均賃金に相当する額とする。

③ 236頁

④ 251頁

②支給停止された受給権者は、いつでも、その所在を明らかにして、支給停止の解除の申請をすることができる。

⑤ 254～255頁

正解 A

Date		Date		Date	
------	--	------	--	------	--

■ 労災保険法の保険給付に関する次の記述のうち、**正しいもの**はどれか。

- A 遺族補償給付を受ける権利を有する遺族が妻であり、かつ、当該妻と生計を同じくしている遺族補償年金を受けることができる遺族がない場合において、当該妻が55歳に達したとき（労災保険法別表第一の厚生労働省令で定める障害の状態にあるときを除く。）は、その達した月から遺族補償年金の額を改定する。
- B** 労働者が業務災害により死亡した場合、その祖父母は、当該労働者の死亡当時その収入により生計を維持していなかった場合でも、遺族補償一時金の受給者となることがある。
- C 労働者の死亡前に、当該労働者の死亡により遺族補償年金を受けることができる遺族となるべき者を故意又は過失によって死亡させた者は、遺族補償年金を受けるべき遺族としない。
- ~~D~~ 傷病補償年金を受ける者には、介護補償給付は行わない。
- ~~E~~ 年金たる保険給付を受ける権利を有する者が死亡したためその支給を受ける権利が消滅したにもかかわらず、その死亡の日の属する月の翌月以後の分として当該年金たる保険給付の過誤払が行われた場合において、当該過誤払による返還金に係る債権に係る債務の弁済をすべき者に支払うべき保険給付があるときであっても、当該保険給付の支払金の金額を当該過誤払による返還金に係る債権の金額に充当することはできない。

解説

- A 誤り。妻が55歳に達したときは、その達した月の「翌月」から（153日分から175日分に）改定する（法16条の3第4項1号）。
- B 正しい（法16条の7第1項3号）。遺族補償一時金は、**生計を維持していない祖父母**に対しても支給される。
- C 誤り。遺族補償年金を受けられることができる「先順位又は同順位の遺族」となるべき者を「故意」に死亡させた者は、遺族補償年金を受けらるべき遺族としない（法16条の9第2項）。過失により死亡させた者に、受給資格の欠格（同条同項）の規定は適用されない。
- D 誤り。傷病補償年金を受けられる者も、①厚生労働省令で定める程度の障害であり、②常時又は随時介護を要する状態にあり、かつ、常時又は随時介護を受けていれば、介護補償給付が行われる（法12条の8第4項）。

■厚生労働省令で定める程度の障害 ㊦

- 1級
- 2級……精神神経障害及び胸腹部臓器障害に限る。

- E 誤り。設問の場合、債務の弁済をすべき者に支払う保険給付があるときは、その保険給付の支払金の金額を過誤払による返還金に係る債権の金額に充当できる（法12条の2）。

㊦ 250頁

①受給権者が妻であり、かつ、その妻と生計を同じくしている受給資格者がいない場合の「遺族補償年金の額の改定」の問題である。

㊦ 254頁(B肢)

㊦ 255頁(C肢)

㊦ 244頁

㊦ 265頁

②過誤払調整は「死亡」を支給事由とする保険給付が支払われる場合に行われる（充当される保険給付は、死亡を支給事由とする保険給付に限る）。

正解 B

Date	Date	Date
------	------	------

■ 労災保険に関する次の記述のうち、**誤っているもの**はどれか。

- A 休業補償給付は、労働者が業務上の傷病により療養のため労働不能の状態にあつて賃金を受けることができない場合であれば、出勤停止の懲戒処分のため雇用契約上賃金請求権が発生しない日についても支給される。
- B** 政府は、保険給付に関して必要であると認めるときは、保険給付を受け、又は受けようとする者に対し、その指定する医師の診断を受けるべきことを命ずることができ、その者が命令に従わないときは、保険給付の支払を一時差し止めることができる。
- C 土木工事及び重機の賃貸のそれぞれを業として行っていた事業主の、労働者を使用することなく行っていた重機の賃貸業務に起因する死亡につき、同事業主が労働者を使用して行っていた土木工事業について労災保険法第33条第1項に基づく加入申請の承認を受けていれば、同法に基づく保険給付の対象になる。
- D** 業務災害による身体の部位の機能障害と、そこから派生した神経症状が、医学的にみて一つの病像と把握される場合には、当該機能障害と神経症状を包括して一つの身体障害と評価し、その等級は重い方の障害等級による。
- E 介護補償給付の額は、常時介護を要する状態の被災労働者については、支給すべき事由が生じた月において介護に要する費用として支出された額が、労災保険法施行規則に定める額に満たない場合にあつては、当該介護に要する費用として支出された額である。

解説

A 正しい（法12条の2の2、14条の2、最1小判昭58.10.13 浜松労基署長〔雪島鉄工所〕事件）。判例では「休日や出勤停止の懲戒処分のため雇用契約上賃金請求権を有しない日についても、休業補償給付が支給されると解するのが相当である」とされている。

B 正しい（法47条の2、47条の3）。

■保険給付の一時差止め事由

- ① 正当な理由がなくて、所定の届出をせず、若しくは書類等の物件の提出をしないとき。
- ② 行政庁の報告、提出、出頭命令等に従わないとき。
- ③ 行政庁の受診命令に従わないとき。

C 誤り。「重機の賃貸の事業」について特別加入していなければ、保険給付の対象とならない（最1小判平9.1.23 姫路労基署長〔井口重機〕事件）。特別加入者に係る業務上外の認定では、特別加入の申請に係る事業のためにする行為、及びこれに直接附帯する行為に限り業務遂行性が認められる（平3.4.12基発259）。

D 正しい（最1小判昭55.3.27玉名労基署長障害等級決定取消事件）。身体の部位の機能障害とこれより派生した神経症状が医学的に一個の病像と把握される場合は、その機能障害と神経症状を包括して一個の身体障害と評価し、その等級は重い方の障害等級による。

E 正しい（則18条の3の4第1項）。設問において、親族等による介護があった場合でも、介護費用を支出して介護を受け始めた月については、最低保障額の適用はない。

234頁

①休業補償給付は、労働者が業務上の傷病により療養のため労働不能の状態にあって賃金を受けることができない場合に支給される。また、法12条の2の2による支給制限のほか、④刑事施設・労役場等に準する施設に拘禁されている場合、⑤少年院等に収容されている場合にも支給制限される。

271頁(B肢)

292頁

②一般的に業務災害と認められるには、④業務遂行性があり、⑤業務起因性があることが必要とされる。

238頁

246頁

③実費が最低保障額に満たなくても、実費のみが支給される。

Date		Date		Date	
------	--	------	--	------	--

■ 労災保険に関する次の記述のうち、**誤っているもの**はどれか。

なお、本問において「二次健康診断」及び「特定保健指導」とは、労災保険法の二次健康診断等給付として行われるものである。

- A 同一の業務上の事由又は通勤による負傷又は疾病に関し、年金たる保険給付（遺族補償年金及び遺族年金を除く。以下「乙年金」という。）を受ける権利を有する労働者が他の年金たる保険給付（遺族補償年金及び遺族年金を除く。以下「甲年金」という。）を受ける権利を有することとなり、かつ、乙年金を受ける権利が消滅した場合において、その消滅した月の翌月以後の分として乙年金が支払われたときは、その支払われた乙年金は、甲年金の内払とみなす。
- B 二次健康診断の結果に基づき、脳血管疾患及び心臓疾患の発生の予防を図るため、面接により行われる医師又は保健師による特定保健指導は、二次健康診断ごとに2回までとされている。
- C 政府は、二次健康診断の結果その他の事情により既に脳血管疾患又は心臓疾患の症状を有すると認められる労働者については、当該二次健康診断に係る特定保健指導を行わないとされている。
- D 政府は、保険給付を受ける権利を有する者が、正当な理由がなくて、保険給付に関し必要な労災保険法施行規則で定める書類その他の物件を政府に提出しないときは、保険給付の支払を一時差し止めることができる。
- E 労災保険法では、厚生労働大臣は、同法の施行に関し、関係行政機関又は公私の団体に対し、資料の提供その他必要な協力を求めることができ、協力を求められた関係行政機関又は公私の団体は、できるだけその求めに応じなければならないと規定されている。

## 解説

A 正しい(法12条2項)。同一の傷病<sup>①</sup>に関し、保険給付を受ける権利が消滅し、新たに他の保険給付を受ける権利を有することとなった場合に、その消滅した月の翌月以後の分として、従来の保険給付が支払われたとき⇒その支払われた保険給付は、新たに支払われることとなった保険給付の内払とみなす。

B 誤り。医師又は保健師による特定保健指導は、**二次健康診断ごとに1回**に限る(法26条2項2号)。

■二次健康診断は、脳血管及び心臓の状態を把握するために必要な検査であって厚生労働省令で定めるものをいう。…1年度につき1回に限り行われる。

C 正しい(法26条3項)。既に脳血管疾患又は心臓疾患の症状を有すると認められる労働者については、療養の必要があるため当該二次健康診断に係る特定保健指導を行わない。

### ■二次健康診断等給付<sup>④</sup>

二次健康診断等給付は、業務上の事由による脳血管疾患及び心臓疾患の**予防のための給付**である。

D 正しい(法47条の3)。保険給付を受ける権利を有する者が、正当な理由がなく、一定の書類その他の物件を政府に提出しないときは、保険給付の支払を**一時差し止める**ことができる。<sup>②</sup>

E 正しい(法49条の3)。厚生労働大臣は、関係行政機関又は公私の団体に対し、資料の提供その他必要な協力を求めることができる。

264頁

①異なる保険給付間の内払は、「同一の傷病」に関してのみ行われる(死亡を支給事由とする保険給付は、異なる保険給付間の内払の対象とならない)。

260頁

260頁

271頁

②一時差し止め事由

①正当な理由がなく、所定の届出をせず、若しくは書類等の物件の提出をしないとき。

③行政庁の報告、提出、出頭命令等に従わないとき。

④行政庁の受診命令に従わないとき。

298頁(E肢)

正解 B

# 択一式 保険給付

## 25 H24-3

難易度 ★

重要度 A

Date		Date		Date	
------	--	------	--	------	--

■業務災害の保険給付に関する次の記述のうち、誤っているものはどれか。

- A—療養補償給付は、休業補償給付と併給される場合がある。
- B 休業補償給付は、傷病補償年金と併給される場合がある。
- C—療養補償給付は、傷病補償年金と併給される場合がある。
- D—労働者が老人福祉法の規定による特別養護老人ホームに入所している間については、介護補償給付は支給されない。
- E—労働者が留置施設に留置されて懲役、禁錮又は拘留の刑の執行を受けている場合、休業補償給付は支給されない。

解説

- A 正しい（法12条の8第1項・2項，13条，14条1項）。  
いずれも，治ゆ前の保険給付であり，併給される場合がある。
- B 誤り。傷病補償年金を受ける者には，休業補償給付は行われ<sup>①</sup>ない（法18条2項）。
- C 正しい（法12条の8第1項・2項・3項，13条1項）。  
いずれも，治ゆ前の保険給付であり，併給される場合がある。
- D 正しい（法12条の8第4項2号，則18条の3の3第1号）。障害者総合支援法に規定する障害者支援施設に入所している間（生活介護を受けている場合に限る），これに準ずる施設として厚生労働大臣が定めるもの<sup>①</sup>に入所している間，病院又は診療所に入所している間は，介護補償給付は支給されない。
- E 正しい（法14条の2第1号，則12条の4）。労働者が，刑事施設，労役場その他これらに準ずる施設に拘禁されている場合又は少年院その他これに準ずる施設に収容されている場合には，休業補償給付は支給され<sup>②</sup>ない。

236頁

236頁

236頁

244頁

①厚生労働大臣が定めるものとして，特別養護老人ホームがある。

234頁

②休業補償給付・休業給付・休業特別支給金に限られた，独自の支給制限である。

正解 B

Date	Date	Date
------	------	------

■労働者災害補償保険の保険給付に関する次の記述のうち、正しいものはどれか。

なお、以下において、「労災保険」とは「労働者災害補償保険」のこと、「労災保険法」とは「労働者災害補償保険法」のこと、「労災保険法施行規則」とは「労働者災害補償保険法施行規則」のことである。

- A 労災保険の保険給付は、業務災害に対する迅速公正な保護だけでなく、通勤災害に対しても同様な保護をするために行われるものであるが、通勤災害に関しては、業務災害に係る介護補償給付に対応する保険給付は定められていない。
- B 労災保険の保険給付のうち、業務災害に関する保険給付は、労働基準法に規定する災害補償の事由が生じた場合にのみ行われるのであって、その種類は、給付を受けるべき者の請求に基づく療養補償給付、休業補償給付、障害補償給付、遺族補償給付、葬祭料及び介護補償給付に限られる。
- C 偽りその他不正の手段により労災保険の保険給付を受けた者がある場合において、その保険給付が事業主の虚偽の報告又は証明をしたために行われたものであるときは、保険給付を受けた者ではなく事業主が、その保険給付に要した費用に相当する金額の全部を政府に返還しなければならない。
- D 一人親方等の特別加入者のうち、漁船による水産動植物の採捕の事業を労働者を使用しないで行うことを常態とする者は、**自宅から漁港までの移動が通勤とみなされ、通勤災害に関しても労災保険の適用を受けることができる。**
- E 遺族補償給付を受ける権利を有する同順位者が2人以上ある場合の遺族補償給付の額は、遺族補償年金にあっては労災保険法別表第1に規定する額を、遺族補償一時金にあっては同法別表第2に規定する額を、それぞれ同順位者の人数で除して得た額となる。

## 解説

- A 誤り。通勤災害に関しても、介護給付の規定がある(法21条7号, 24条)。
- B 誤り。業務災害に関する保険給付には、船員法の災害補償の事由が生じた場合など、<sup>①</sup>労基法の災害補償の事由が生じた場合以外にも行われるものがある。また、業務災害に関する保険給付には、設問のほか傷病補償年金も含まれる(法12条の8第1項6号・2項・3項)。
- C 誤り。設問の場合は、「政府は、事業主に対し、保険給付を受けた者と連帯して、その保険給付に要した費用に相当する金額の全部又は一部を納付すべきことを命ずることができる」という規定である(法12条の3第2項, 昭40.7.31基発906)。
- D 誤り。設問の者は、住居と就業の場所との間の往復の実態が明確でないことなどから、**通勤災害に関する保険給付の対象外**である(法35条1項, 則46条の22の2)。<sup>②</sup>
- E 正しい(法16条の3第2項, 16条の8第2項)。受給権者が2人以上あるときは、その受給権者の人数で除した額が、各受給権者に支給される。

257頁

230頁

①業務災害に関する保険給付(傷病補償年金及び介護補償給付を除く)は、労基法に定める災害補償の事由又は船員法に定める一定の災害補償の事由が生じた場合に、補償を受けるべき労働者若しくは遺族又は葬祭を行う者に対し、その請求に基づいて行う。

269頁(C肢)

292頁

- ②一人親方等の特別加入者で通勤災害が認められない者
- ①個人タクシー業者・個人貨物運送業者
- ㉠個人水産業者(船員が行う事業に係る者を除く)
- ㉡特定農作業従事者
- ㉢指定農業機械作業従事者
- ㉣危険有害作業の家内労働者等

249~250, 254頁(E肢)

正解 E

Date		Date		Date	
------	--	------	--	------	--

■通勤災害の保険給付に関する次の記述のうち、**誤っているもの**はどれか。

- A 障害給付を支給すべき身体障害の障害等級は、障害補償給付を支給すべき身体障害の障害等級と同じく、厚生労働省令で定める障害等級表に定めるところによる。
- B 政府は、療養給付を受ける労働者（法令で定める者を除く。）から、200円（健康保険法に規定する日雇特例被保険者である労働者については100円）を一部負担金として徴収する。ただし、現に療養に要した費用の総額がこの額に満たない場合は、現に療養に要した費用の総額に相当する額を徴収する。
- C 療養給付を受ける労働者から一部負担金を徴収する場合には、労働者に支給すべき休業給付の額から、一部負担金の額に相当する額を控除することができる。
- D** 第三者の行為によって生じた事故により療養給付を受ける者についても、一部負担金は徴収される。
- E 休業給付が支給されない休業の初日から第3日目までの待期間間について、事業主は労働基準法に基づく休業補償の義務を負わない。

## 解説

258頁(A～E版)

- A 正しい(法22条の3第2項, 則14条1項, 18条の8第1項, 別表第1)。障害補償給付及び障害給付を支給すべき身体障害の障害等級は, 共に則別表第1に定められている。
- B 正しい(法31条2項, 則44条の2第2項)。一部負担金の額は, 原則**200円**(健保法に規定する日雇特例被保険者は100円)とする。
- C 正しい(法31条3項, 則44条の2第3項)。一部負担金は, 休業給付を支給すべき場合に, 当該**休業給付の額**から控除する形で徴収する。
- D 誤り。第三者の行為によって生じた事故により療養の給付を受ける者については, 一部負担金は徴収されない(法31条2項, 則44条の2第1項1号)。<sup>①</sup>
- E 正しい(労基法76条1項)。通勤災害による休業給付に係る待期期間は, 事業主に**労基法に基づく休業補償の義務はない**。<sup>②</sup>

①下記の者も, 一部負担金の対象とならない。

④療養の開始後3日以内に死亡した者その他休業給付を受けない者

⑤同一の通勤災害に係る療養給付について既に一部負担金を納付した者

⑥特別加入者

②労働者が業務上の傷病による療養のため, 労働することができないために賃金を受けないときは, 労基法上の休業補償の支払義務がある。

正解 D

# 択一式 労災保険制度

## 28 H27-5

難易度 ★★

重要度 B

Date		Date		Date	
------	--	------	--	------	--

■労災保険制度に関する次の記述のうち、誤っているものはどれか。

- A 業務に従事している場合又は通勤途上である場合において被った負傷であって、他人の故意に基づく暴行によるものについては、当該故意が私的怨恨に基づくもの、自招行為によるものその他明らかに業務に起因しないものを除き、業務に起因する又は通勤によるものと推定することとされている。
- B 医師、看護師等医療従事者の新型インフルエンザの予防接種（以下、本肢において「予防接種」という。）については、必要な医療体制を維持する観点から業務命令等に基づいてこれを受けざるを得ない状況にあると考えられるため、予防接種による疾病、障害又は死亡（以下、本肢において「健康被害」という。）が生じた場合（予防接種と健康被害との間に医学的な因果関係が認められる場合に限る。）、当該予防接種が明らかに私的な理由によるものと認められる場合を除き、労働基準法施行規則第35条別表第1の2の6号の5の業務上疾病又はこれに起因する死亡等と取り扱うこととされている。
- C 出向労働者が、出向先事業の組織に組み入れられ、出向先事業場の他の労働者と同様の立場（身分関係及び賃金関係を除く。）で、出向先事業主の指揮監督を受けて労働に従事し、出向元事業主と出向先事業主とが行った契約等により当該出向労働者が出向元事業主から賃金名目の金銭給付を受けている場合に、出向先事業主が当該金銭給付を出向先事業の支払う賃金として当該事業の賃金総額に含め保険料を納付する旨を申し出たとしても、当該金銭給付を出向先事業から受ける賃金とみなし当該出向労働者を出向先事業に係る保険関係によるものとして取り扱うことはできないこととされている。
- D 船舶が沈没し、転覆し、滅失し、若しくは行方不明となった際現にその船舶に乗っていた労働者又は船舶に乗っていてその船舶の航行中に行方不明となった労働者の生死が3か月間わからない場合には、遺族補償給付、葬祭料、遺族給付及び葬祭給付の支給に関する規定の適用については、その船舶が沈没し、転覆し、滅失し、若しくは行方不明となった日又は労働者が行方不明となった日に、当該労働者は、死亡したものと推定することとされている。
- E 航空機が墜落し、滅失し、若しくは行方不明となった際現にその航空機に乗っていた労働者又は航空機に乗っていてその航空機の航行中に行方不明となった労働者の生死が3か月間わからない場合には、遺族補償給付、葬祭料、遺族給付及び葬祭給付の支給に関する規定の適用については、その航空機が墜落し、滅失し、若しくは行方不明となった日又は労働者が行方不明となった日に、当該労働者は、死亡したものと推定することとされている。

## 解説

- A 正しい（法7条，平21.7.23基発0723第12）。他人の故意に基づく暴行によるものについては、「故意」が，私的怨恨に基づくもの，自招行為によるものその他明らかに業務に起因しないものを除き，業務に起因する又は通勤によるものと推定することとされている。
- B 正しい（法7条1項，平21.12.16基勞補発1216第1）。予防接種と健康被害との間に医学的な因果関係が認められる場合には，予防接種が明らかに私的な理由によるものと認められる場合を除き，勞基則別表第1の2の6号の5の業務上疾病又はこれに起因する死亡等と取り扱う。
- C 誤り。出向労働者が出向先事業の他の労働者と同様の立場で，出向先の事業主の指揮監督を受けて労働に従事し，出向元事業主から金銭給付を受けている場合でも，出向元事業主からの金銭給付を，出向先事業主から支払う賃金として，徴収法に規定する事業の賃金総額に含め，保険料を納付する旨を申し出たなら，当該出向労働者を出向先事業に係る保険関係によるものとして取り扱う（法3条1項，昭35.11.2基発932）。
- D 正しい（法10条）。記述のとおり。
- E 正しい（法10条）。記述のとおり。

210頁

211頁

207頁

在籍出向労働者に対する労災保険の適用については，出向の目的及び出向元事業主と出向先事業主との出向契約並びに出向労働者の労働実態等に基づき，当該労働者の労働関係の所在を判断して決定される（H26-2イ〔156頁〕参照）。設問は，その具体的判断例である。

267～268頁

267～268頁

正解 C

Date		Date		Date	
------	--	------	--	------	--

■業務災害の保険給付に関する次の記述のうち、誤っているものはどれか。

- A 業務遂行中の災害であっても、労働者が故意に自らの負傷を生じさせたときは、政府は保険給付を行わない。
- B 業務遂行中の災害であっても、労働者が過失により自らの死亡を生じさせた場合は、その過失が重大なものではないとしても、政府は保険給付の全部又は一部を行わないことができる。
- ~~C~~ 業務起因性の認められる負傷であっても、被災した労働者が正当な理由なく療養に関する指示に従わないことにより負傷の回復を妨げた場合は、政府は保険給付の全部又は一部を行わないことができる。
- ~~D~~ 業務遂行性が認められる災害であっても、労働者が故意の犯罪行為により自らの死亡を生じさせた場合は、政府は保険給付の全部又は一部を行わないことができる。
- ~~E~~ 業務遂行性が認められる災害であっても、労働者が故意に自らの死亡の直接の原因となった事故を生じさせたときは、政府は保険給付を行わない。

## 解説

- A 正しい（法12条の2の2第1項）。**故意**に負傷を生じさせたとき⇒**保険給付を行わない**。<sup>①</sup>
- B 誤り。労働者の「**重大な過失**」による場合は、保険給付の全部又は一部を行わないことができる（法12条の2の2第2項）。設問は「過失」であるため、誤り。
- C 正しい（法12条の2の2第2項）。**正当な理由なく療養**に関する指示に従わず、回復を妨げたとき⇒**保険給付の全部又は一部を行わないことができる**。
- D 正しい（法12条の2の2第2項）。**故意の犯罪行為**により死亡を生じさせたとき⇒**保険給付の全部又は一部を行わないことができる**。
- E 正しい（法12条の2の2第1項）。**故意**に死亡の直接の原因となった事故を生じさせたとき⇒**保険給付を行わない**。

➡ 268頁（A～E肢）

①「故意」とは、「結果の発生を意図した故意」をいう。

労災

### ■支給制限 示

支給制限事由	支給制限の内容
㉠ 労働者が <b>故意</b> に負傷、疾病、障害若しくは死亡又はその <b>直接の原因</b> となった事故を生じさせたとき	保険給付を行わない
㉡ 労働者が <b>故意の犯罪行為</b> 若しくは <b>重大な過失</b> により負傷、疾病、障害若しくは死亡又はその原因となった事故を生じさせたとき	保険給付の全部又は一部を行わないことができる
㉢ 労働者が <b>正当な理由がなく療養</b> に関する指示に従わないことにより、負傷、疾病若しくは障害の程度を増進させ又はその回復を妨げたとき	保険給付の全部又は一部を行わないことができる

正解 B

# 択一式 費用徴収

## 30 H27-4

難易度 ★★★ 重要度 A

Date	Date	Date
------	------	------

■**労災保険の適用がある**にもかかわらず、労働保険徴収法第4条の2第1項に規定する**労災保険に係る保険関係成立届（以下、本問において「保険関係成立届」という。）の提出を行わない事業主**に対する費用徴収のための**故意又は重大な過失の認定**に関する次の記述のうち、**誤っているもの**はどれか。

なお、本問の「保険手続に関する指導」とは、所轄都道府県労働局、所轄労働基準監督署又は所轄公共職業安定所の職員が、保険関係成立届の提出を行わない事業主の事業場を訪問し又は当該事業場の事業主等呼び出す方法等により、保険関係成立届の提出ほか所定の手続をとるよう直接行う指導をいう。また、「加入勧奨」とは、厚生労働省労働基準局長の委託する労働保険適用促進業務を行う一般社団法人全国労働保険事務組合連合会の支部である都道府県労働保険事務組合連合会（以下「都道府県労保連」という。）又は同業務を行う都道府県労保連の会員である労働保険事務組合が、保険関係成立届の提出ほか所定の手続について行う勧奨をいう。

- A 事業主が、労災保険法第31条第1項第1号の事故に係る事業に関し、保険手続に関する指導を受けたにもかかわらず、その後10日以内に保険関係成立届を提出していなかった場合、「故意」と認定した上で、**原則、費用徴収率を100%**とする。
- B 事業主が、労災保険法第31条第1項第1号の事故に係る事業に関し、加入勧奨を受けたにもかかわらず、その後10日以内に保険関係成立届を提出していなかった場合、「故意」と認定した上で、**原則、費用徴収率を100%**とする。
- C 事業主が、労災保険法第31条第1項第1号の事故に係る事業に関し、保険手続に関する**指導又は加入勧奨を受けておらず**、労働保険徴収法第3条に規定する保険関係が成立した日から1年を経過してなお保険関係成立届を提出していなかった場合、**原則、「重大な過失」と認定した上で、費用徴収率を40%**とする。
- D 事業主が、保険手続に関する**指導又は加入勧奨を受けておらず**、かつ、事業主が、その雇用する労働者について、取締役の地位にある等労働者性の判断が容易でないといったやむを得ない事情のために、労働者に該当しないと誤認し、労働保険徴収法第3条に規定する保険関係が成立した日から1年を経過してなお保険関係成立届を提出していなかった場合、その事業において、当該保険関係成立日から1年を経過した後に生じた事故については、**労災保険法第31条第1項第1号の「重大な過失」と認定しない。**
- E 事業主が、労災保険法第31条第1項第1号の事故に係る事業に関し、保険手続に関する**指導又は加入勧奨を受けておらず**、かつ、事業主が、**本来独立した事業として取り扱うべき出張所等について、独立した事業には該当しないと誤認した**ために、当該事業の保険関係について直近上位の事業等他の事業に包括して手続をとり、独立した事業としては、労働保険徴収法第3条に規定する保険関係が成立した日から1年を経過してなお保険関係成立届を提出していなかった場合、「重大な過失」と認定した上で、**原則、費用徴収率を40%**とする。

解説

- A 正しい（法31条，平17.9.22基発0922001）。保険手続に関する指導を受けたにもかかわらず，その後**10日以内**に**保険関係成立届を提出していなかった**場合は，**故意**と認定された上で，費用徴収率を**100%**とする。
- B 正しい（法31条，平17.9.22基発0922001）。**加入勧奨**を受けたにもかかわらず，その後**10日以内**に保険関係成立届を提出していなかった場合は，**故意**と認定された上で，費用徴収率を**100%**とする。
- C 正しい（法31条，平17.9.22基発0922001）。記述のとおり。
- D 正しい（法31条，平17.9.22基発0922001）。**労働者性**の判断が容易でない，やむを得ない事情のため，保険関係成立届を提出していなかった場合は，「**重大な過失**」と認定しない。
- E 誤り。事業主が，**独立した事業には該当しないと誤認**したために，当該事業の保険関係について直近上位の事業等他の事業に包括して手続をとり，独立した事業としては，保険関係成立届を提出していなかった本件の場合には，「**重大な過失**」として認定されない（法31条，平17.9.22基発0922001）。

➡ 270頁

➡ 270頁

➡ 270頁

➡ 270頁関連

➡ 270頁関連

■事業主からの費用徴収（保険関係成立届が未提出の場合）**☆**

事業主が故意又は重大な過失により，保険関係成立届を提出しない期間中に生じた事故について，保険給付を行ったときは，政府は，その**保険給付に要した費用の全部又は一部を事業主から徴収**することができる。

故意……100%      重大な過失……40%

正解 E

# 択一式 費用徴収等

## 31 H26-6

難易度 ★ 重要度 A

Date		Date		Date	
------	--	------	--	------	--

■政府が保険給付を行ったとき、その保険給付に要した費用に相当する金額の**全部**又は**一部**を事業主から徴収できる事故として、**正しいものはどれか。**

- A 事業主が重大でない過失により、保険関係の成立につき、保険関係が成立した日、事業主の氏名又は名称及び住所、事業の種類、事業の行われる場所その他厚生労働省令で定める事項を政府に届出していない期間中に生じた事故
- B 事業主が、労働保険の事業に要する費用にあてるために政府に納付すべき一般保険料を納付せず、その後、政府から督促を受けるまでの期間中に生じた事故
- C 事業主が、労働保険の事業に要する費用にあてるために政府に納付すべき一般保険料を納付し、その後、重大な過失により生じさせた業務災害の原因である事故
- D 事業主が、労働保険の事業に要する費用にあてるために政府に納付すべき第一種特別加入保険料を納付せず、その後、政府から督促を受けるまでの期間中に生じた事故
- E 事業主が、労働保険の事業に要する費用にあてるために政府に納付すべき第二種特別加入保険料を納付せず、その後、政府から督促を受けるまでの期間中に生じた事故

解説

- A 誤り。設問は「重大でない過失」であるため、誤り。「**重大な過失**」により保険関係成立届を提出していない期間中に生じた事故については、保険給付の全部又は一部を事業主から費用徴収することができる(法31条1項1号)。
- B 誤り。督促状に**指定する期限後**に生じた事故が、事業主からの**費用徴収の対象**となる(法31条1項2号)。督促を受けるまでの期間は、費用徴収の対象にならない。
- C 正しい(法31条1項3号)。
- D 誤り。**第1種特別加入保険料が滞納されている期間中に生じた事故は、保険給付の全部又は一部を行わない**ことができる(法34条1項4号)。費用徴収ではなく支給制限の対象となる。
- E 誤り。**第2種特別加入保険料が滞納されている期間中に生じた事故は、保険給付の全部又は一部を行わない**ことができる(法35条1項7号)。

269頁

269頁

269頁

292頁

292頁

■事業主からの費用徴収

次の①～④のいずれかの事故につき、政府が保険給付を行った場合、政府はその保険給付に要した費用に相当する金額の**全部又は一部**を事業主から徴収できる。

- ① **事業主が故意又は重大な過失により、保険関係成立届を提出しない期間中に生じた事故**
- ② **事業主が概算保険料のうち①一般保険料を納付しない期間(督促状の指定期限後の期間に限る)中に生じた事故**
- ③ **事業主が故意又は重大な過失により生じさせた業務災害の原因である事故**

①特別加入保険料を滞納している期間は、保険給付の全部又は一部を行わないことができる。

正解 C

# 択一式 保険給付の通則等

## 32 H27-6

難易度 ★

重要度 B

Date		Date		Date	
------	--	------	--	------	--

■ 労災保険法の保険給付等に関する次の記述のうち、正しいものはいくつあるか。

- ア 労災保険給付として支給を受けた金品を標準として租税その他の公課を課することはできない。
- イ 労災保険給付を受ける権利は、労働者の退職によって変更されることはない。
- ウ 不正の手段により労災保険に係る保険給付を受けた者があるときは、政府は、その保険給付に要した費用に相当する金額の全部又は一部をその者から徴収することができる。
- エ 休業特別支給金の支給の申請は、その対象となる日の翌日から起算して**2年以内**に行わなければならない。
- オ 障害補償給付、遺族補償給付、介護補償給付、障害給付、遺族給付及び介護給付を受ける権利は、5年を経過したときは、時効によって消滅する。
- A 一つ
- B 二つ
- C 三つ
- D 四つ**
- E 五つ

## 解説

- ア 正しい（法12条の6）。記述のとおり。  
 イ 正しい（法12条の5第1項）。記述のとおり。  
 ウ 正しい（法12条の3第1項）。記述のとおり。

【参】不正受給者等から徴収する金額は、保険給付のうち、偽りその他不正の手段により給付を受けた部分（不当利得金）に限られる（昭40.7.31基発906）。

- エ 正しい（特別支給金則3条6項）。特別支給金の支給申請は、保険給付の請求と同時に行わなければならない。したがって、<sup>①</sup>休業特別支給金は、対象日の翌日から起算して**2年以内**に行わなければならない。  
 オ 誤り。介護補償給付及び介護給付は、**2年**を経過したときは、時効により消滅する（法42条）。

### ■保険給付を受ける権利の消滅時効【参】

時効の期間が2年	時効の期間が5年
療養(補償)給付(療養の費用の支給に係るもの)	障害(補償)給付 ・障害(補償)年金 ・障害(補償)一時金
休業(補償)給付	
障害(補償)年金前払一時金	
介護(補償)給付	障害(補償)年金差額一時金
遺族(補償)年金前払一時金	遺族(補償)給付 ・遺族(補償)年金 ・遺族(補償)一時金
葬祭料(葬祭給付)	
二次健康診断等給付	

したがって、D（四つ）が正解となる。

㊦ 271頁

㊦ 271頁

㊦ 269頁

㊦ 282～283頁

①傷病特別支給金・傷病特別年金の支給申請は、単独で行うことになる（申請期限は5年）。

㊦ 297頁

傷病(補償)年金は、所轄労働基準監督署長の職権で支給決定が行われるため、これを受ける権利(基本権)について、時効の問題は生じない。

正解 D

# 択一式 保険給付の通則

# 33

## H24-4

難易度 ★

重要度 A

Date

Date

Date

■ 労災保険の保険給付に関する次の記述のうち、誤っているものはどれか。

- A 年金たる保険給付を減額して改定すべき事由が生じたにもかかわらず、その事由が生じた月の翌月以後の分として減額しない額の年金たる保険給付が支払われたときは、その支払われた年金たる保険給付の当該減額すべきであった部分は、その後に支払うべき年金たる保険給付の内払とみなすことができる。
- B 保険給付を受ける権利は、譲り渡すことができない。
- C 租税その他の公課は、保険給付として支給を受けた金品を標準として課することはできない。
- D 政府は、保険給付を受ける権利を有する者が、正当な理由なく、行政の出頭命令に従わないときは、保険給付の支給決定を取り消し、支払った金額の**全部又は一部の返還**を命ずることができる。
- E 年金たる保険給付は、その支給を停止すべき事由が生じたときは、その事由が生じた月の翌月からその事由が消滅した月までの間は、支給しない。

## 解説

- A 正しい(法12条1項)。減額して改定すべき事由が生じたにもかかわらず、その事由が生じた月の翌月以後の分として、年金たる保険給付が減額されずに支払われたとき⇒支払われた年金たる保険給付は、その後に支払うべき年金たる保険給付の内払とみなすことができる。
- B 正しい(法12条の5第2項)。**参**特別支給金については、保険給付ではないため、譲り渡すことは禁止されていない。
- C 正しい(法12条の6)。**参**特別支給金についても、**租税その他の公課を課することはできない。**
- D 誤り。政府は、保険給付を受ける権利を有する者が、正当な理由なく、**行政の出頭命令に従わない**ときは、保険給付の支払いを**一時差し止める**ことができる(法47条、<sup>①</sup>47条の3)。
- E 正しい(法9条2項)。**参**年金たる保険給付の支給は、支給すべき事由が生じた月の**翌月から**始まり、支給を受ける権利が消滅した月で終わるものとする。

う 264頁

う 271頁

う 271頁

う 271頁

①一時差し止め事由

②正当な理由がなくて、所定の届出をせず、若しくは書類等の物件の提出をしないとき。

㊦行政庁の報告命令、出頭命令等に従わないとき。

㊧行政庁の受診命令に従わないとき。

う 263頁(E肢)

正解 D

# 択一式 保険給付に関する届出

# 34

## H25-6 改A

難易度 ★★★ 重要度 B

Date		Date		Date	
------	--	------	--	------	--

■年金たる保険給付の受給権者が、労災保険法施行規則第21条の2の規定により、遅滞なく文書で所轄労働基準監督署長に届け出なければならないこととされている場合として、次の記述のうち、誤っているものはどれか。

- A 受給権者の氏名及び住所に変更があった場合並びに新たに個人番号の通知を受けた場合
- B 同一の事由により厚生年金保険の障害厚生年金等又は厚生年金保険の遺族厚生年金等が支給されることとなった場合
- C 同一の事由により支給されていた厚生年金保険の障害厚生年金等又は厚生年金保険の遺族厚生年金等の支給額に変更があった場合
- D 同一の事由により支給されていた厚生年金保険の障害厚生年金等又は厚生年金保険の遺族厚生年金等が支給されなくなった場合
- E** 障害補償年金又は障害年金の受給権者にあつては、当該障害にかかる負傷又は疾病が治った場合（再発して治った場合は除く。）

## 解説

「年金たる保険給付の受給権者の届出」として、則21条の2では、次の事項を届け出ることとしている。

271頁(A～E肢)

(1) 受給権者の氏名及び住所に変更があった場合並びに新たに個人番号の通知を受けた場合←A肢
(2) 同一の事由により厚生年金保険の障害厚生年金等又は遺族厚生年金等が支給されることとなった場合←B肢
(3) 同一の事由により支給されていた厚生年金保険の障害厚生年金等又は遺族厚生年金等の支給額に変更があった場合 ←C肢
(4) 同一の事由により支給されていた厚生年金保険の障害厚生年金等又は遺族厚生年金等が支給されなくなった場合 ←D肢
(5) 障害(補償)年金の受給権者にあつては、その障害の程度に変更があった場合
(6) 遺族(補償)年金の受給権者にあつては <input type="radio"/> 遺族(補償)年金を受ける権利が消滅した場合 <input type="radio"/> 遺族(補償)年金の受給権者と生計を同じくしている遺族(補償)年金を受けることができる遺族の数に増減を生じた場合 <input type="radio"/> 遺族(補償)年金の受給権者が妻であり、遺族(補償)年金の額の改定を生じた場合
(7) 傷病(補償)年金の受給権者にあつては <input type="radio"/> 負傷又は疾病が治った場合 <input type="radio"/> 負傷又は疾病による障害の程度に変更があった場合

したがって、E肢の「障害補償年金又は障害年金の受給権者は、当該障害にかかる負傷又は疾病が治った場合」は該当しない(則21条の2第1項)。

**示** 障害補償年金又は障害年金の受給権者は、既に、治ゆしている者である。したがってE肢の「障害補償年金又は障害年金の受給権者は、当該障害にかかる負傷又は疾病が治った場合」は矛盾することからも、判断でき得る。

正解 E

Date	Date	Date
------	------	------

■労災保険法の雑則に関する次の記述のうち誤っているものはどれか。

- A 行政庁は、労災保険法の施行に必要な限度において、職員に、適用事業の事業場に立ち入り、関係者に質問させ、又は帳簿書類その他の物件を検査させることができる。この立入検査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者に提示しなければならない。
- B 行政庁は、厚生労働省令で定めるところにより、保険給付の原因である事故を発生させた第三者に対して、労災保険法の施行に関し必要な報告、届出、文書その他の物件の提出を命ずることができる。
- C 行政庁は、保険給付に関して必要があると認めるときは、保険給付を受け、又は受けようとする者（遺族補償年金又は遺族年金の額の算定の基礎となる者を含む。）に対し、その指定する医師の診断を受けるべきことを命ずることができる。
- D** 保険給付を受け、又は受けようとする者（遺族補償年金又は遺族年金の額の算定の基礎となる者を含む。）の診療に関することは守秘義務事項に該当するため、行政庁は、その診療を担当した医師に対して、診療録の提示を命じることはできない。
- E 市町村長（特別区の区長を含むものとし、地方自治法第252条の19第1項の指定都市においては、区長又は総合区長とする。）は、行政庁又は保険給付を受けようとする者に対して、当該市（特別区を含む。）町村の条例で定めるところにより、保険給付を受けようとする者又は遺族の戸籍に関し、無料で証明を行なうことができる。

## 解説

- A 正しい（法48条1項・2項）。行政庁は、職員に、**適用事業の事業場に立ち入り**、関係者に**質問**させ、又は帳簿書類その他の物件を**検査**させることができる。
- B 正しい（法47条）。行政庁は、保険給付の原因である事故を発生させた**第三者**に、必要な**報告**、**届出**、文書その他の物件の**提出**を命ずることができる。
- C 正しい（法47条の2）。行政庁は、保険給付に関して必要があると認めるときは、保険給付を受け又は受けようとする者（遺族補償年金の額の算定の対象となる者を含む）に対し、**医師の診断**を受けるべきことを命ずることができる。
- D 誤り。行政庁は、保険給付に関して必要があると認めるときは、その**診療を担当した医師**に対して、**診療録の提示**を命じることができる（法49条1項）。
- E 正しい（法45条）。**市町村長**は、行政庁又は保険給付を受けようとする者に対して、保険給付を受けようとする者又は遺族の戸籍に関し、**無料で証明**を行うことができる。

☞ 298頁

☞ 298頁

B肢の命令に違反して報告若しくは届出をせず、もしくは、虚偽の報告・届出をしたときは、6月以下の懲役または20万円以下の罰金に処せられる。

☞ 298頁関連(C肢)

C肢の受診命令に従わないときは、保険給付を一時差し止めることができる。

☞ 298頁

☞ 298頁関連

正解 D

# 択一式 社会復帰促進等事業

# 36

## H26-4

難易度 ★★

重要度 B

Date	
------	--

Date	
------	--

Date	
------	--

■ 労災保険法第29条に定める社会復帰促進等事業に関する次の記述のうち、**誤っているもの**はどれか。

- A 政府が行うことができる社会復帰促進等事業には、賃金の支払の確保を図るために必要な事業が含まれる。
- B 政府が行うことができる社会復帰促進等事業には、健康診断に関する施設の運営を図るために必要な事業が含まれる。
- C 政府が行うことができる社会復帰促進等事業には、業務災害の防止に関する活動に対する援助を図るために必要な事業が含まれる。
- D 政府が行うことができる社会復帰促進等事業には、被災労働者の遺族の就学の援護を図るために必要な事業が含まれる。
- E** 政府が行うことができる社会復帰促進等事業には、葬祭料の支給を図るために必要な事業が含まれる。

## 解説

- A 正しい（法29条1項3号）。記述のとおり。  
 B 正しい（法29条1項3号）。記述のとおり。  
 C 正しい（法29条1項3号）。記述のとおり。  
 D 正しい（法29条1項2号）。記述のとおり。  
 E 誤り。社会復帰促進等事業に、葬祭料の支給を図るために必要な事業は含まれていない（法29条）。

### ■①社会復帰促進等事業

社会復帰促進事業	療養に関する施設及びリハビリテーションに関する施設の設置及び運営，その他，被災労働者の円滑な社会復帰を促進するために必要な事業
被災労働者等援護事業	被災労働者の療養生活の援護，被災労働者の受ける介護の援護，その遺族の就学の援護（D肢），被災労働者及びその遺族が必要とする資金の貸付けによる援護その他被災労働者及びその遺族の援護を図るために必要な事業
安全衛生確保事業	業務災害の防止に関する活動（C肢）に対する援助，健康診断に関する施設の設置及び運営（B肢）その他労働者の安全及び衛生の確保，保険給付の適切な実施の確保並びに賃金の支払の確保（A肢）を図るために必要な事業

280頁（A～E肢）

労災

①労災保険では、保険給付の支給だけでなく、被災労働者の福祉の増進を図るため社会復帰促進等事業も行われている。

正解 E

# 択一式 特別支給金

## 37 H28-7

難易度 ★ 重要度 A

Date		Date		Date	
------	--	------	--	------	--

■特別支給金に関する次の記述のうち、誤っているものはどれか。

- A 休業特別支給金の支給の申請に際しては、特別給与の総額について事業主の証明を受けたうえで、これを記載した届書を所轄労働基準監督署長に提出しなければならない。
- B 休業特別支給金の額は、1日につき算定基礎日額の100分の20に相当する額とされる。
- C 傷病特別支給金は、受給権者の申請に基づいて支給決定されることになっているが、当分の間、事務処理の便宜を考慮して、傷病補償年金または傷病年金の支給を受けた者は、傷病特別支給金の申請を行ったものとして取り扱って差し支えないこととされている。
- D 特別給与を算定基礎とする特別支給金は、特別加入者には支給されない。
- E 障害補償年金前払一時金が支給されたため、障害補償年金が支給停止された場合であっても、障害特別年金は支給される。

解説

A 正しい（特別支給金則12条，様式第8号別紙裏面）。  
 休業特別支給金の額に特別給与は影響しないが，将来支給され得る傷病特別支給金等に備え，特別給与の総額を記載し提出することとされている。

B 誤り。休業特別支給金の額は，1日につき休業給付基礎日額の100分の20に相当する額とされる（特別支給金則3条1項）。

✎算定基礎日額とは「算定基礎年額÷365」であり，算定基礎年額とは，㉠の額が，㉡又は㉢のいずれか低い方の額を超えるときは，㉡又は㉢のいずれか低い方の額とする。

㉠	負傷又は発病の日以前1年間に支払われた特別給与の総額（原則）
㉡	給付基礎日額×365×100分の20
㉢	150万円

C 正しい（特別支給金則5条の2，昭56.6.27基発393）。記述のとおり。

D 正しい（特別支給金則19条）。記述のとおり。

E 正しい（特別支給金則2条，7条1項）。保険給付が前払一時金で支払われたため年金が支給停止されている間でも，特別支給金は支給停止されない。

📖 283頁関連

①特別給与とは，3箇月を超える期間ごとに支払われる賃金である。

📖 283頁

📖 283頁

📖 285頁

特別加入者は，特別給与を算定できない。

📖 288頁（E肢）

正解 B

# 択一式 特別支給金

38 H24-6

難易度 ★★ 重要度 日

Date		Date		Date	
------	--	------	--	------	--

■労働者災害補償保険特別支給金に関する次の記述のうち、正しいものはどれか。

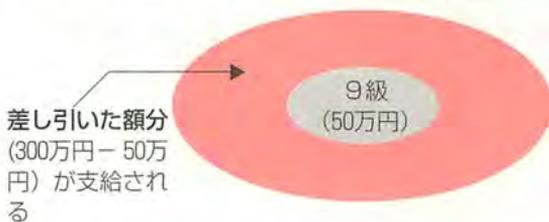
- A 休業特別支給金の額は、1日につき休業給付基礎日額の100分の30に相当する額とされる。
- B 休業特別支給金の支給の対象となる日について休業補償給付又は休業給付を受けることができる者は、当該休業特別支給金の支給の申請を、当該休業補償給付又は休業給付の請求と同時にしなければならない。
- C 既に身体障害のあった者が、業務上の事由又は通勤による負傷又は疾病により同一の部位について障害の程度を加重した場合における当該事由に係る障害特別支給金の額は、現在の身体障害の該当する障害等級に応ずる障害特別支給金の額とされる。
- D 遺族特別支給金の額は、300万円とされ、遺族特別支給金の支給を受ける遺族が2人以上ある場合には、それぞれに300万円が支給される。
- E 遺族特別支給金の支給の申請は、労働者の死亡の日の翌日から起算して2年以内に行わなければならない。

## 解説

- A 誤り。休業特別支給金の額は、1日につき休業給付基礎日額の100分の20に相当する額である（特別支給金則3条1項）。
- B 正しい（特別支給金則3条5項）。特別支給金の支給申請は、**保険給付の請求と同時に**行わなければならない。
- ③傷病特別支給金・傷病特別年金の支給申請は、**原則、単独で行うことになる。**①
- C 誤り。**加重の場合における障害特別支給金の額は、現在の身体障害の該当する障害等級に応ずる障害特別支給金の額から、既にあった身体障害の該当する障害等級に応ずる障害特別支給金の額を差し引いた額**となる（特別支給金則4条2項）。②

### ■加重の例

障害等級9級 (障害特別支給金50万円)  $\xrightarrow{\text{加重}}$  障害等級3級 (障害特別支給金300万円)



- D 誤り。遺族特別支給金を受けることができる遺族が2人以上あるときは、**300万円をその人数で除した額**となる（特別支給金則5条3項）。
- E 誤り。申請は、**死亡日の翌日から起算して5年以内**に行わなければならない（特別支給金則5条8項）。

☞ 283頁

☞ 282頁

①ただし、当分の間は、傷病補償年金又は傷病年金の支給の決定を受けた者は、傷病特別支給金の申請を行ったものとして取り扱われる（申請は不要）。

☞ 284頁関連（C肢）

②傷病特別支給金を受けた労働者が治癒後、障害特別支給金を受けることとなった場合も、その障害特別支給金の額が既に支給を受けた傷病特別支給金の額を超えるときに限り、その差額が支給される。

☞ 284頁

☞ 282～283頁

正解 B

# 択一式 特別支給金

## 39 H22-2

難易度 ★★ 重要度 A

Date		Date		Date	
------	--	------	--	------	--

■特別支給金に関する次の記述のうち、誤っているものはどれか。

- A 特別支給金は、保険給付ではなく、その支給は社会復帰促進等事業として行われるものであり、その支給事由、支給内容、支給手続等は、労働者災害補償保険特別支給金支給規則に定めるところによる。
- B 特別支給金は、すべて関連する保険給付と併せて支給されるものであり、その支給を受けるためには、必ず関連する保険給付の請求と同時に別途当該特別支給金の支給の申請を行わなければならない。
- C 特別支給金は、関連する保険給付と併せて支給されるものであるが、他の公的保険の給付が併給されて労災保険の保険給付の額が減額される場合でも、特別支給金の支給額が減額されることはない。
- D 特別支給金の支給は、社会復帰促進等事業として行われるものであるが、その事務は所轄労働基準監督署長が行う。
- E 特別支給金は、業務災害に関する療養補償給付、葬祭料及び介護補償給付、通勤災害に関する療養給付、葬祭給付及び介護給付、並びに二次健康診断等給付と関連しては支給されない。

## 解説

- A 正しい（法29条1項2号，特別支給金則1条ほか）。  
特別支給金は，保険給付の受給権者に対して，保険給付に付加して支給されるものである。
- B 誤り。保険給付である傷病（補償）年金は職権で支給決定されるため，**傷病特別支給金・傷病特別年金は，単独で申請することとされている**（必ず関連する保険給付の請求と同時に申請を行うわけではない）（特別支給金則2条～11条，昭56.6.27基発393ほか）。
- C 正しい（特別支給金則20条ほか）。特別支給金は，他の公的保険の給付と，支給調整されない。
- D 正しい（法29条1項，則1条3項）。特別支給金に関する事務は，**所轄労働基準監督署長**が行う。
- E 正しい（特別支給金則2条～11条）。特別支給金は，**すべての保険給付に関連して支給されるものではない**。

### ■特別支給金の種類

保険給付	特別支給金	
	一般の特別支給金	ボーナス特別支給金
休業(補償)給付	休業特別支給金	なし
傷病(補償)年金	傷病特別支給金	傷病特別年金
障害(補償)年金	障害特別支給金	障害特別年金
障害(補償)一時金		障害特別一時金
遺族(補償)年金	遺族特別支給金	遺族特別年金
遺族(補償)一時金		遺族特別一時金
障害(補償)年金差額一時金	なし	障害特別年金差額一時金

282頁

282～283頁

①実際には，当分の間，傷病（補償）年金の支給決定を受けた者は，傷病特別支給金・傷病特別年金の申請を行ったものとして取り扱われる。

288頁

204頁

282頁

②療養（補償）給付，介護（補償）給付，葬祭料・葬祭給付，二次健康診断等給付と関連する特別支給金はない。

正解 B

Date		Date		Date	
------	--	------	--	------	--

■特別加入に関する次の記述のうち、正しいものはどれか。

- A 一年間農業生産物総販売額300万円であって経営耕地面積1ヘクタールの農業の事業場における土地の耕作若しくは開墾又は植物の栽培若しくは採取の作業で、動力により駆動される機械を使用するものに従事する者は、労災保険の特別加入の対象となる。
- B 年間農業生産物総販売額200万円であって経営耕地面積1ヘクタールの畜産の事業場における家畜の飼育の作業で、牛・馬・豚に接触し又はそのおそれのあるものに従事する者は、労災保険の特別加入の対象となる。
- C 専従職員（労働組合が雇用する労働者をいう。以下同じ。）又は労働者とみなされる常勤役員がいないいわゆる一人専従役員たる労働組合の代表者は、労働者とみなされず、かつ、労災保険の特別加入の対象とならない。
- D 専従職員を置かず常勤役員（代表者を除く。）を置く労働組合の非常勤役員は、労働者とみなされず、かつ、労災保険の特別加入の対象とならない。
- E 海外派遣者について、派遣先の海外の事業が厚生労働省令で定める数以下の労働者を使用する事業に該当する場合であっても、その事業の代表者は、労災保険の特別加入の対象とならない。

解説

A 正しい（法33条5号，則46条の18第1号イ，平3.4.12労告37）。設問の者は，**特定農作業従事者**に該当する。特定農作業従事者には，**厚生労働大臣が定める規模（年間農業生産物総販売額300万円以上又は経営耕地面積2ヘクタール以上）の事業場であること等が条件とされている。**

290頁関連

B 誤り。A肢の解説を参照。なお，**ここでの農業には，畜産及び養蚕の事業が含まれる**（法33条5号，則46条の18第1号イ，平3.4.12労告37）。

290頁関連

C 誤り。専従職員又は労働者とみなされる常勤役員がい  
ない一人専従役員たる労働組合の代表者は，特別加入（一人親方）の対象となる（法33条，則46条の18，平11.2.18基発77）。

290頁関連

D 誤り。専従職員を置かず常勤役員（代表者を除く）を置く労働組合の**非常勤役員は，中小事業主等として特別加入することができる**（法33条，則46条の18，平11.2.18基発77）。

290頁関連

①専従職員を置かない常勤役員の代表者は，労働者として取り扱われるため，労災保険が適用される。

E 誤り。海外の事業がいわゆる**特定事業**に該当するときは，その事業の**事業主その他の労働者以外の者**として派遣する者も含め，**特別加入の対象**となる。したがって，事業の代表者も特別加入の対象となる（法33条7号）。

291頁

②**特定事業の要件（業種・規模要件）**

その事業主の行う事業の業種	使用する労働者の数
① 金融・保険・不動産・小売業	常時 <b>50人</b> 以下
② 卸売・サービス業	常時 <b>100人</b> 以下
③ 上記①②以外の業種	常時 <b>300人</b> 以下

②いわゆる中小事業主の業種・規模要件と同じである。

正解 A

Date		Date		Date	
------	--	------	--	------	--

■労災保険法に関する次の記述のうち、誤っているものはどれか。

- A 特別加入制度において、個人貨物運送業者については通勤災害に関する保険給付は支給されない。
- B 特別加入制度において、家内労働者については通勤災害に関する保険給付は支給されない。
- C 国庫は、労災保険事業に要する費用の一部を補助することができる。
- D 労働者が業務に起因して負傷又は疾病を生じた場合に該当すると認められるためには、業務と負傷又は疾病との間に相当因果関係があることが必要である。
- E 船員法上の船員については**労災保険法は適用**されない。



Date	Date	Date
------	------	------

■次の文中の□の部分を選択肢の中の最も適切な語句で埋め、完全な文章とせよ。

- 1 労災保険法第13条第3項によれば、政府は、療養の補償給付として療養の給付をすることが困難な場合、療養の給付に代えて□Aを支給することができる。労災保険法第12条の2の2第2項によれば、「労働者が故意の犯罪行為若しくは重大な過失により、又は正当な理由がなく、□Bに従わないことにより」、負傷の回復を妨げたときは、政府は、保険給付の全部又は一部を行わないことができる。
- 2 厚生労働省労働基準局長通知（「脳血管疾患及び虚血性心疾患等（負傷に起因するものを除く。）の認定基準について」平成13年12月12日付け基発第1063号）において、発症前の長期間にわたって、著しい疲労の蓄積をもたらす特に過重な業務に就労したことによる明らかな過重負荷を受けたことにより発症した脳血管疾患及び虚血性心疾患等（負傷に起因するものを除く。）は、業務上の疾病として取り扱うこととされている。業務の過重性の評価にあたっては、発症前の一定期間の就労実態等を考察し、発症時における疲労の蓄積がどの程度であったかという観点から判断される。

「発症前の長期間とは、発症前おおむね□Cをいう」とされている。疲労の蓄積をもたらす要因は種々あるが、最も重要な要因と考えられる労働時間に着目すると、「発症前□Dにおおむね100時間又は発症前□Eにわたって、1か月あたりおおむね80時間を超える時間外労働が認められる場合は、業務と発症との関連性が強いと評価できること」を踏まえて判断される。ここでいう時間外労働時間数は、1週間当たり40時間を超えて労働した時間数である。

### 選択肢

- |                |               |         |         |
|----------------|---------------|---------|---------|
| ① 業務命令         | ② 就業規則        | ③ 治療材料  | ④ 薬剤    |
| ⑤ リハビリ用品       | ⑥ 療養に関する指示    | ⑦ 療養の費用 |         |
| ⑧ 労働協約         | ⑨ 3か月間        | ⑩ 6か月間  | ⑪ 12か月間 |
| ⑫ 1～3か月間       | ⑬ 1週間         | ⑭ 2週間   | ⑮ 4週間   |
| ⑯ 1か月間         | ⑰ 1か月間ないし6か月間 |         |         |
| ⑱ 1か月間ないし12か月間 | ⑲ 2か月間ないし6か月間 |         |         |
| ⑳ 2か月間ないし12か月間 |               |         |         |

## 解説

1は、療養補償給付のうち、療養の費用の支給について問われている。内容は、択一式対策の範囲といえる。

2は、脳血管疾患及び虚血性心疾患等（負傷に起因するものを除く）の認定基準からの出題である。ここでは、発症前1か月間に概ね100時間を超える時間外労働が認められる場合、又は発症前2か月間ないし6か月間にわたって、1か月あたり概ね80時間を超える時間外労働が認められる場合は、業務と発症との関連性が強いと判断される。

①「2か月間ないし6か月間にわたって、1か月あたり概ね80時間を超える」とは、発症前の2か月間、3か月間、4か月間、5か月間、6か月間のいずれかの月平均時間外労働時間が80時間を超えることを指す。

### ■時間外労働と発症との関連性

時間外労働時間（1か月あたり）	業務と発症との関連性
発症前1～6か月間にわたり概ね45時間以内	関連性が弱い
発症前1～6か月間にわたり概ね45時間を超える	関連性が徐々に強まる
発症前1か月間に概ね100時間を超える、又は、2～6か月間にわたり概ね80時間を超える	関連性が強い

正解

- A ⑦ 療養の費用（法13条3項）  
 B ⑥ 療養に関する指示（法12条の2の2第2項）  
 C ⑩ 6か月間（平13.12.12基発1063）  
 D ⑬ 1か月間（平13.12.12基発1063）  
 E ⑰ 2か月間ないし6か月間（平13.12.12基発1063）

📖 231頁

📖 268頁

📖 213頁

📖 213頁関連

📖 213頁関連

# 選択式 特別加入制度

## 43 H27

難易度 ★★★ 重要度 C

Date		Date		Date	
------	--	------	--	------	--

■ 次の文中の□の部分を選択肢の中の最も適切な語句で埋め、完全な文章とせよ。

- 1 労災保険法第33条第5号によれば、厚生労働省令で定められた種類の作業に従事する者（労働者である者を除く。）は、特別加入が認められる。労災保険法施行規則第46条の18は、その作業として、農業における一定の作業、国又は地方公共団体が実施する訓練として行われる一定の作業、労働組合等の常勤の役員が行う一定の作業、□A□関係業務に係る一定の作業と並び、家内労働法第2条第2項の家内労働者又は同条第4項の□B□が行う一定の作業（同作業に従事する家内労働者又はその□B□を以下「家内労働者等」という。）を挙げている。

労災保険法及び労災保険法施行規則によれば、□C□が、家内労働者等の業務災害に関して労災保険の適用を受けることにつき申請をし、政府の承認があった場合、家内労働者等が当該作業により負傷し、疾病に罹患し、障害を負い、又は死亡したとき等は労働基準法第75条から第77条まで、第79条及び第80条に規定する災害補償の事由が生じたものとみなされる。

- 2 最高裁判所は、労災保険法第12条の4について、同条は、保険給付の原因である事故が第三者の行為によって生じた場合において、受給権者に対し、政府が先に保険給付をしたときは、受給権者の第三者に対する損害賠償請求権はその給付の価額の限度で当然国に移転し、第三者が先に損害賠償をしたときは、政府はその価額の限度で保険給付をしないことができると定め、受給権者に対する第三者の損害賠償義務と政府の保険給付義務とが□D□の関係にあり、同一の事由による損害の□E□を認めるものではない趣旨を明らかにしているものである旨を判示している。

### 選択肢

- |          |          |             |       |
|----------|----------|-------------|-------|
| ① 委託者    | ② 委託者の団体 | ③ 移転        | ④ 医療  |
| ⑤ 請負的仲介人 | ⑥ 介護     | ⑦ 家内労働者等の団体 | ⑧ 減額  |
| ⑨ 在宅労働者  | ⑩ 使用者    | ⑪ 相互補完      | ⑫ 仲介人 |
| ⑬ 重複     | ⑭ 独立     | ⑮ 二重填補      | ⑯ 福祉  |
| ⑰ 並立     | ⑱ 保健     | ⑲ 補助者       | ⑳ 立証  |

解説

1の前半は、**特定作業従事者**についての記述である。問題文ははじめの「厚生労働省令で定められた種類の作業に従事する者（労働者である者を除く）」や「農業における一定の作業」といったキーワードから導き出したい。

Aは、平成13年より特別加入の対象とされた「**介護**」関係業務が入る。Bでは、**家内労働者等**の具体的な内容が問われている。家内労働者+「**補助者**」が正解となるが、ここは難問と思われる。

1の後半は、労災保険の適用についてだが、特定作業従事者である**第2種特別加入者**は、一人親方等をはじめ、**団体加入方式**<sup>①</sup>を採用していることから、Cは「**家内労働者等の団体**」が回答となる。

2は、最高裁判例（**第三者行為災害**）からの出題である。**二重填補を防止**するための調整である旨を理解されていれば、正解し得る問題といえよう。

- ①特別加入者の種別
- ④第1種特別加入者  
→中小事業主等
- ⑤第2種特別加入者  
→一人親方等、  
特定作業従事者
- ⑥第3種特別加入者  
→海外派遣者

正解

- A ⑥ 介護（則46条の18第5号）
- B ⑱ 補助者（則46条の18第3号）
- C ⑦ 家内労働者等の団体（法35条1項ほか）
- D ⑪ 相互補完（最3小判平元.4.11高田建設従業員事件）
- E ⑮ 二重填補（最3小判平元.4.11高田建設従業員事件）

📖 290頁

📖 290頁

📖 291頁

📖 274頁

📖 274頁

Date	Date	Date
------	------	------

■次の文中の□の部分を選択肢の中の最も適切な語句で埋め、完全な文章とせよ。

- 1 政府は、障害補償年金を受ける権利を有する者が死亡した場合において、その者に支給された当該障害補償年金の額及び当該障害補償年金に係る□A□の額の合計額が、当該障害補償年金に係る障害等級に応じ、労災保険法により定められている額に満たないときは、その者の遺族に対し、その請求に基づき、保険給付として、その差額に相当する額の障害補償年金差額一時金を支給する。その定められている額とは、障害等級が第1級の場合、給付基礎日額の□B□である。
- 2 障害補償年金差額一時金を受けるべき遺族の順位は、労働者の死亡の当時その者と生計を同じくしていた配偶者、子、父母、孫、□C□の順序であり、それらの者がいない場合には、生計を同じくしていなかった配偶者、子、父母、孫、□C□の順序である。
- 3 政府は、当分の間、労働者が業務上の事由により死亡した場合における当該死亡に関しては、遺族補償年金を受ける権利を有する遺族に対し、その請求に基づき、保険給付として、遺族補償年金前払一時金を支給するが、遺族補償年金前払一時金の額は、給付基礎日額の□D□に相当する額とされている。
- 4 労災保険の加入手続について行政機関から指導等を受けたにもかかわらず、手続を行わない期間中に業務災害が発生し、例えば遺族補償一時金が支払われた場合、事業主が「故意」に手続を行わないものと認定され、支給された当該遺族補償一時金の額の100%が費用徴収される。

上記災害の発生が、労災保険の加入手続について行政機関から指導等を受けてはいないものの、労災保険の適用事業となったときから1年を経過して、なお手続を行わない期間中である場合は、事業主が「重大な過失」により手続を行わないものと認定され、支給された当該遺族補償一時金の額の□E□が費用徴収される。

### 選択肢

- ①20%      ②40%      ③60%      ④80%
- ⑤1年分、2年分、3年分      ⑥200日分、400日分、600日分、800日分、1000日分
- ⑦313日分      ⑧500日分、1000日分      ⑨560日分
- ⑩1050日分      ⑪1200日分      ⑫1340日分      ⑬兄弟姉妹
- ⑭兄弟姉妹及びその配偶者      ⑮障害一時金      ⑯障害給付
- ⑰障害年金      ⑱障害補償年金前払一時金      ⑲祖父母      ⑳祖父母及び兄弟姉妹

解説

保険給付等に関する問題である。いずれも択一式で問われうる内容であり、解答しやすかったものと思われる。

■障害補償年金差額一時金

$$\begin{array}{r} \text{障害等級に応じて定められている一定の額(1級1,340日分)} \\ - \\ \text{既に支給された障害補償年金の額} \\ + \\ \text{障害補償年金前払一時金の額} \end{array}$$

■事業主からの費用徴収

事業主が「故意又は重大な過失により、保険関係成立届を提出しない期間中に発生した事故」について保険給付を行った

- ①故意……………「給付額×100%」
  - ②重大な過失……………「給付額×40%」
- を支給のつど徴収する

①故意…指導等を受けたにもかかわらず提出を行わない。  
②重大な過失…適用事業になってから1年経過しても提出を行わない。

正解

- A ⑮ 障害補償年金前払一時金（法附則58条1項）
- B ⑫ 1340日分（法附則58条1項）
- C ⑳ 祖父母及び兄弟姉妹（法附則58条2項）
- D ⑥ 200日分、400日分、600日分、800日分、1000日分（法附則60条2項、則附則31項）
- E ② 40%（平17.9.22基発0922001）

- 📖 242頁
- 📖 243頁
- 📖 243頁
- 📖 252頁
- 📖 270頁

# 選択式 給付基礎日額

# 45 H25

難易度 ★★★ 重要度 C

Date		Date		Date	
------	--	------	--	------	--

■ 次の文中の [ ] の部分を選択肢の中の最も適切な語句で埋め、完全な文章とせよ。

労災保険法施行規則で定める年齢階層（以下「年齢階層」という。）ごとに休業補償給付又は休業給付（以下「休業補償給付等」という。）の額の算定の基礎として用いる給付基礎日額（以下「休業給付基礎日額」という。）の最低限度額として厚生労働大臣が定める額は、厚生労働省において作成する賃金構造基本統計の [ A ] について、年齢階層ごとに求めた、以下の(1)及び(2)の合算額を、賃金構造基本統計を作成するための調査の行われた月の属する年度における被災労働者の数で除して得た額とされる。

- (1) 当該年齢階層に属する男性の [ A ]（以下「男性労働者」という。）を、その受けている賃金構造基本統計の調査の結果による一月当たりのきまって支給する現金給与額（以下「賃金月額」という。）の高低に従い、 [ B ] の階層に区分し、その区分された階層のうち [ C ] 賃金月額に係る階層に属する男性労働者の受けている賃金月額のうち [ D ] ものを [ E ] で除して得た額に、被災労働者であって男性である者の数を乗じて得た額
- (2) 当該年齢階層に属する女性の [ A ]（以下「女性労働者」という。）を、「賃金月額」の高低に従い、 [ B ] の階層に区分し、その区分された階層のうち [ C ] 賃金月額に係る階層に属する女性労働者の受けている賃金月額のうち [ D ] ものを [ E ] で除して得た額に、被災労働者であって女性である者の数を乗じて得た額

## 選択肢

- |           |          |              |         |      |      |
|-----------|----------|--------------|---------|------|------|
| ① 10      | ② 15     | ③ 20         | ④ 21    | ⑤ 22 | ⑥ 25 |
| ⑦ 28      | ⑧ 30     | ⑨ 上から2番目の    | ⑩ 加重平均の |      |      |
| ⑪ 下から2番目の | ⑫ 常用労働者  | ⑬ 全労働者       |         |      |      |
| ⑭ 中央値の    | ⑮ 非典型労働者 | ⑯ 平均的        | ⑰ 平均の   |      |      |
| ⑱ 最も高い    | ⑲ 最も低い   | ⑳ 労働基準法上の労働者 |         |      |      |

解説

給付基礎日額における最低限度額の算定方法について問われている。労災法施行規則の条文からの出題だが、準備し難い難問といえる。こうした問題が出題されたときは、合格ラインとして「1～2点を可とする特例」が適用されることを想定し、落ち着いて解いていきたい。

具体的には、問題文中に最低限度額と記載されていることから、Cは「最も低い」と見抜くこと。Eについては賃金月額から給付基礎日額を求めることより「30」で除すと判断できれば、2点を確保できるであろう。

正解

- A ⑫ 常用労働者（則9条の4第1項）
- B ③ 20（則9条の4第1項）
- C ⑰ 最も低い（則9条の4第1項）
- D ⑱ 最も高い（則9条の4第1項）
- E ⑧ 30（則9条の4第1項）

226頁(A～E)

Date	Date	Date
------	------	------

■ 次の文中の  の部分を選択肢の中の最も適切な語句で埋め、完全な文章とせよ。

- 業務上負傷し、又は疾病にかかった労働者が、当該負傷又は疾病に係る療養の開始後3年を経過した日において傷病補償年金を受けている場合には、労働基準法第19条第1項の規定の適用については、当該使用者は、当該3年を経過した日において、同法第81条の規定により  A を支払ったものとみなす。
- 第三者行為災害とは、労災保険の保険給付の原因である災害が、当該災害に関する労災保険の保険関係の当事者、すなわち政府、 B 及び労災保険の受給権者以外の第三者の行為などによって生じたもので、労災保険の受給権者である被災労働者又は遺族（以下「被災者等」という。）に対して、第三者が損害賠償の義務を有しているものをいう。

労災保険法は、第三者行為災害に関する保険給付と民事損害賠償との支給調整につき、次のように定めている。

第一に、被災者等が第三者から先に損害賠償を受けたときは、政府は、その価額の  C で保険給付をしないことができる。

第二に、先に政府が保険給付をしたときは、政府は、被災者等が第三者に対して有する損害賠償請求権を保険給付の価額の  C で取得する。政府が取得した損害賠償請求権を行使することを求償という。

被災者等と第三者との間で、被災者等が受け取る全ての損害賠償についての  D が、真正に、すなわち錯誤や  E などではなく両当事者の真意により成立し、被災者等が  D 額以外の損害賠償の請求権を放棄した場合、政府は、原則として  D 成立以後の保険給付を行わない。

### 選択肢

- |            |        |        |         |      |
|------------|--------|--------|---------|------|
| ① 一部       | ② 打切補償 | ③ 加者害  | ④ 管理監督者 | ⑤ 強迫 |
| ⑥ 決定       | ⑦ 限度   | ⑧ 交渉   | ⑨ 最小限   | ⑩ 裁定 |
| ⑪ 事業主      | ⑫ 示談   | ⑬ 終身補償 | ⑭ 障害補償  | ⑮ 審判 |
| ⑯ 全部       | ⑰ 通告   | ⑱ 同意   | ⑲ 分割補償  |      |
| ⑳ 労働基準監督署長 |        |        |         |      |

解説

前半は打切補償、後半は第三者行為災害からの出題である。

打切補償は、労基法においても登場する重要用語であり、まず得点できたと思われる。

Bは、第三者行為災害の定義からの穴埋め問題である。前文に「保険関係の当事者」とあることから、政府の他に「事業主」が登場することが推定できよう。

その他のキーワードも特別に難しいものではなく、3点・4点は確実に得点し得る問題と思われる。

正解

- A ② 打切補償（法19条）
- B ⑪ 事業主（昭30.11.22基発301）
- C ⑦ 限度（法12条の4）
- D ⑫ 示談（昭38.6.17基発687）
- E ⑤ 強迫（昭38.6.17基発687）

 235～236頁

 274頁

 274頁

 275頁

 275頁

Date		Date		Date	
------	--	------	--	------	--

■次の文中の□の部分を選択肢の中の最も適切な語句で埋め、完全な文章とせよ。

- 業務災害とは労働者の業務上の、通勤災害とは労働者の通勤による、負傷、疾病、障害又は死亡である。労働者災害補償保険は、業務災害又は通勤災害等に関する保険給付を行い、あわせて、被災した労働者の□A□の促進、当該労働者及びその遺族の援護、労働者の□B□の確保等を図り、もって労働者の福祉の増進に寄与することを目的とする。
- 派遣労働者に係る業務災害の認定に当たっては、派遣労働者が□C□との間の労働契約に基づき□C□の支配下にある場合及び派遣元事業と派遣先事業との間の労働者派遣契約に基づき□D□の支配下にある場合には、一般に□E□があるものとして取り扱われる。

### 選択肢

- |                  |                  |          |
|------------------|------------------|----------|
| ① 安全及び衛生         | ② 救 済            | ③ 業務起因性  |
| ④ 業務遂行性          | ⑤ 社会復帰           | ⑥ 収 入    |
| ⑦ 受託者            | ⑧ 条件関係           | ⑨ 職場復帰   |
| ⑩ 生 活            | ⑪ 相当因果関係         | ⑫ 注文主    |
| ⑬ 治 療            | ⑭ 派遣先事業主         | ⑮ 派遣先責任者 |
| ⑯ 派遣元事業主         | ⑰ 派遣元事業主及び派遣先事業主 |          |
| ⑱ 派遣元事業主又は派遣先事業主 | ⑲ 派遣元責任者         |          |
| ⑳ 労働条件           |                  |          |

## 解説

前半は労災法の目的条文から、後半は派遣労働者に係る保険給付に関する留意事項等に関する通達からの出題である。

目的条文は、選択式対策には欠かせないものであり、多くの受験生が準備されているであろう。また、労働者派遣事業に関する問題では、通達からの出題とはいえ、労基法や一般常識の学習の範囲にあり、3問中2問は正解し得ると考えられる。

正解

- A ⑤ 社会復帰（法1条）
- B ① 安全及び衛生（法1条）
- C ⑯ 派遣元事業主（昭61.6.30基発383）
- D ⑭ 派遣先事業主（昭61.6.30基発383）
- E ④ 業務遂行性（昭61.6.30基発383）

 203頁

 203頁

 207頁

 207頁

 207頁

Date		Date		Date	
------	--	------	--	------	--

■ 労災保険制度に関する次の記述のうち、誤っているものはどれか。

- A** 労災保険法第3条は、「この法律においては、労働者を使用する事業を適用事業とする」と定めており、労働者を使用しない事業において業務に従事する者には、労災保険法が適用されることはない。
- B** 労働者に該当しない者であっても、適用事業において業務に従事する一定の者には、労災保険法が適用される場合がある。
- C** 労働者を使用する事業であれば、事業主がその旨を所轄行政庁に届け出ない場合でも、一部の事業を除き、適用事業である。
- D** 労災保険の保険給付に関する決定に不服がある者は、労働者災害補償保険審査官に対して審査請求をすることができるが、この審査請求は、審査請求人が原処分があったことを知った日の翌日から起算して3月を経過したときは、することができない。
- E** 事業主からの特別な費用徴収に関する処分に不服がある者は、厚生労働大臣に審査請求をすることができることとされているが、当該不服申立てについては、厚生労働大臣に審査請求をすることなく、処分の取消しの訴えを提起することもできる。

解説

●出題のねらい●労災保険の適用では、特別加入制度も含め理解しておきたい。不服申立ては、平成28年大幅改正されたため押さえておこう。

- A 誤り。厚生労働省令で定める種類の事業を労働者を使用しないで行うことを常態とする者（一人親方やその他の自営業者）が行う事業に従事する者（家族従事者など）も、特別加入をすると、労災保険法が適用される（法33条1項4号、35条）。
- B 正しい（法33条1項2号、34条）。中小事業主の行う事業に従事する労働者以外の者（家族労働者や法人企業の代表権をもたない重役など）も特別加入できる。
- C 正しい（法3条1項）。任意適用事業及び適用除外に該当する事業を除き、**届出の有無にかかわらず**、適用事業である。
- D 正しい（労働保険審査官及び審査会法8条1項）。平成28年4月施行の行政不服審査法の改正により、「**3月を経過**したときはすることができない」と、された。
- E 正しい（徴収法38条削除）。平成28年4月施行の行政不服審査法の改正により、**厚生労働大臣に審査請求**をすることなく、**処分の取消しの訴えを提起**することもできることとされた。

📖 290頁

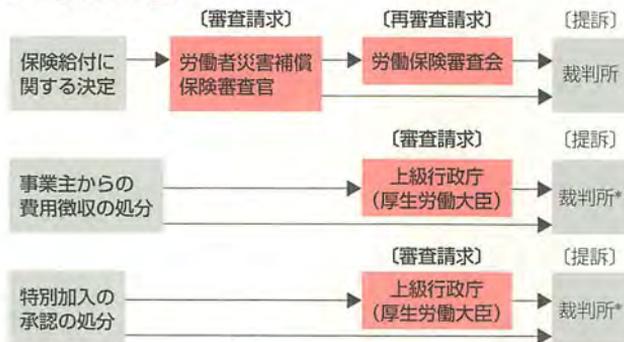
📖 289～290頁

📖 205頁

📖 295頁

📖 296頁

■不服申立て **示**



\*不服申立て前置主義はとられていない。

正解 A

# 択一式 保険給付

# 49

予想

難易度 ★★ 重要度 A

Date		Date		Date	
------	--	------	--	------	--

■保険給付に関する次の記述のうち、正しいものはどれか。

- A 休業補償給付、又は傷病補償年金を受ける権利は、譲り渡し、担保に供し、又は差し押えることはできない。ただし、休業補償給付又は傷病補償年金を受ける権利を独立行政法人福祉医療機構が行う小口資金貸付事業の担保に供することはできる。
- B 障害補償年金又は障害年金の受給者の障害の程度が軽くなって一時金に相当する障害等級に該当することとなった場合には、受給済みの年金の合計額が新たな障害等級に応ずる一時金の額に満たない場合に限り、その差額が一時金として支給される。
- C 傷病の状態が残った場合でも、その症状が安定し、疾病が固定した状態になって治療の必要がなくなった場合には、傷病発生以前の状態に回復していなくても、傷病は治癒したものとして療養補償給付又は療養給付は行われぬ。
- D 葬祭料の請求は、実際の葬祭に要した費用を証明する書類を添付して行わなければならない。
- E 支給決定の行われた保険給付の支払いを受ける権利（年金の場合は、各支払期月に生ずる支払請求権）は、2年で時効により消滅する。

**解説**

●出題のねらい●保険給付に関する基本的問題である。易しい問題は確実に正解しておくことが合格の秘訣。正確に覚えておきたい。

A 誤り。年金たる保険給付を受ける権利を独立行政法人福祉医療機構が行う小口資金貸付事業の担保に供することはできる。休業補償給付は対象外である（法12条の5第2項）。

271頁

B 誤り。障害の程度が軽くなり、一時金に相当する障害等級に該当することとなった場合には、新たに該当する障害等級の障害（補償）一時金が支給され、障害（補償）年金の受給権は消滅する（法15条の2、昭41.1.31基発73）。

240頁

C 正しい（昭23.1.13基災発3）。症状が安定し、疾病が固定した状態になって治療の必要がなくなった場合には、治癒したものととして、療養補償給付又は療養給付は行われない。

230頁

D 誤り。葬祭料の額は、31万5千円に給付基礎日額の30日分を加えた額であるが、その額が給付基礎日額の60日分に満たない場合には、給付基礎日額の60日分が支給される。したがって、葬祭料の請求時に、実際の葬祭に要した費用を証明する書類を添付する必要はない（則17条の2第3項）。

255頁

E 誤り（法42条、昭41.1.31基発73）。支給決定のあった保険給付の支払いを受ける権利（年金の場合は、各支払期月に生ずる支払請求権）は、公法上の金銭債権として会計法30条の規定が適用されるため、5年で時効消滅する。

297頁

正解 C

# 選択式 通勤の定義

# 50

予想

難易度 ★

重要度 A

Date		Date		Date	
------	--	------	--	------	--

■次の文中の□の部分を選択肢の中の最も適切な語句で埋め、完全な文章とせよ。

1 通勤とは、労働者が就業に関し、次に掲げる移動を、□A□により行うことをいい、業務の性質を有するものを除くものとする。

(1) 住居と就業の場所との間の往復

(2) 厚生労働省令で定める就業の場所から□B□への移動

(3) 上記(1)に掲げる往復に□C□する住居間の移動（厚生労働省令で定める要件に該当するものに限る。）

なお、上記の(3)でいう「厚生労働省令で定める要件」とは、簡単にいえば、□D□に伴い、当該□D□の直前の住居と就業の場所との間を日々往復することが当該往復の距離等を考慮して困難となったため住居を移転した労働者であって、一定のやむを得ない事情により、同居していた配偶者、子又は要介護状態にある父母・親族と別居することとなったものにより行われる移動であること、である。

2 労働者が、上記1の(1)から(3)に掲げる移動の経路を逸脱し、又はその移動を中断した場合においては、当該逸脱又は中断の間及びその後の移動は、通勤としない。ただし、当該逸脱又は中断が、□E□行為であって厚生労働省令で定めるものをやむを得ない事由により行うための最小限度のものである場合は、当該逸脱又は中断の間を除き、この限りでない。

## 選択肢

- |              |                 |              |        |
|--------------|-----------------|--------------|--------|
| ① 合理的な経路及び方法 | ② 次の就業の場所       | ③ 付随         | ④ 離婚   |
| ⑤ 日常生活上必要な   | ⑥ 第二の就業の場所      | ⑦ 連動         |        |
| ⑧ 転任         | ⑨ 日常的な          | ⑩ 合理的な範囲内の経路 | ⑪ 自宅   |
| ⑫ 配転         | ⑬ 後続            | ⑭ 転属         | ⑮ ささいな |
| ⑯ 先行し、又は後続   | ⑰ 他の就業の場所       | ⑱ 合法的な通常の経路  |        |
| ⑲ 私的な性質を有する  | ⑳ 経済的な通常の経路及び方法 |              |        |

**解説**

●出題のねらい◎通勤の定義、そしてその逸脱・中断後の扱いは、本試験に向けて正確に覚えておこう。

通勤の定義では、「**住居と就業の場所との間の往復**」のほか、いわゆる「**複数就業者の事業場間の移動**」、「**単身赴任者の赴任先住居・帰省先住居間の移動**」も含まれる。本問は、主に、その法律条文の内容を問うものである。

なお、本問では触れなかったが、1の(2)の「厚生労働省令で定める就業の場所」とは、労災保険の適用事業に係る就業の場所、特別加入者（個人タクシー業者等を除く）に係る就業の場所等とされている（則6条）。

■「通勤」の定義に係る論点

① 就業に関しとは

住居と就業の場所との往復行為が、業務と密接な関連をもって行われることをいう。

② 住居とは

労働者が居住して日常生活の用に供している場所で、本人の就業のための拠点となることをいう。通常は自宅をさすが、自宅以外の場所が「住居」とされることがある。

③ 就業の場所とは

業務を開始し、又は終了する場所をいう。本来の業務を行う場所のほか、「物品を届けてその届け先から帰宅する場合の当該届け先」なども含む。

④ 合理的な経路及び方法とは

住居と就業の場所とを往復する場合に、一般的に労働者が用いると認められる経路及び手段等をいう。

⑤ 業務の性質を有するものを除くとは

「業務の性質を有するもの」は、通勤災害ではなく、業務災害の問題となる。

正解

- A ① 合理的な経路及び方法（法7条2項）
- B ⑱ 他の就業の場所（法7条2項2号）
- C ⑳ 先行し、又は後続（法7条2項3号）
- D ⑧ 転任（則7条）
- E ⑤ 日常生活上必要な（法7条3項）

📖 214頁

📖 214頁

📖 214頁

📖 215頁

📖 219頁